

第3回厚生労働省省内事業仕分け

開催日時：平成22年4月19日（月）15：00～19：07

開催場所：厚生労働省講堂（低層棟2階）

出席者：小野寺座長、赤沼仕分け人、阿部仕分け人、河北仕分け人、菊池仕分け人、住田仕分け人、土屋仕分け人、渡辺仕分け人、伊東仕分け人

○総括審議官

お待たせいたしました。第3回厚生労働省省内事業仕分けを開始いたします。開催に先立ちまして長妻厚生労働大臣のほうから一言ご挨拶させていただきます。

○厚生労働大臣

皆さんこんにちは、本当に今日多くの皆様にお集まりをいただきましてありがとうございます。傍聴の皆様もありがとうございます。マスコミの皆様も、そして仕分けを受ける側、そして今日は9人の仕分け人の方にもご足労をいただきまして、大変お忙しい中ご指導をいただきたく存じます。

我々もこの省内事業仕分けを試行錯誤でやっております、議論がわかりにくいというご批判もありますので、いろいろペーパーを改善をしたり、表示の改善をしたりしておりますけれども、是非皆様方からそういう改善点も含めて今後ともご指導をいただければありがたいと思います。いま、そこで司会をいたしましたのが岡崎審議官でございます、初代厚生労働省事業仕分け室長に就任をいたしました。事業仕分け室という組織を作りまして、国民の皆さんが払った保険料や税金がきちんと本当に使われる、納得できる使い方だと思っていただくまで、その組織は存続をしていくということになると思いますので、この厚生労働省事業仕分け室が仕分けられないように頑張りますので、ご指導いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○総括審議官

それでは以後の進行は、有識者の仕分け人の中から小野寺先生をお願いしております。よろしくお願いたします。

○小野寺座長

ただいまご紹介を受けました、弁護士の小野寺利孝と申します。本日の第3回厚生労働省省内事業仕分け実施をただいまからいたします。進行役を務めさせていただきますので、よろしくご協力をお願いいたします。本日はご案内のとおり、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人国立病院機構。この3独立行政法人を事業仕分けの対象として省内事業仕分けを実施いたします。なお、本日予定としては6時までということであり、菊池先生と住田先生におかれましては、やむを得ない事情により、予定時刻が過ぎた場合には、退出される予定となっております。ご了解をお願いしたいと思います。

それでは最初に、労働政策研究・研修機構を取り上げたいと思います。まず、はじめ

に労働政策研究・研修機構につきまして、簡単に省内事業仕分け室のほうから概要の説明をお願いしたいと思います。

○総括審議官

それでは独立行政法人労働政策研究・研修機構（JILPT）の資料 1 というのが配付されていると思います。横長の資料です。次の頁の「法人概要」のところだけ私のほうから説明させていただきます。法人につきましては役員が 5 名、職員が 118 名です。基本的に政策研究と厚生労働省の地方労働局の職員の研修を主に担当している機構です。予算規模につきましては 29.4 億円ですが、国からの財政支出は 28.4 億円です。

主な事業につきましては、労働政策にかかる政策研究ですが、これに 11.6 億円、労働関係の各種統計・情報の収集、その分析確保その提供等につきまして 9 億円、これらの労働政策研究など情報の分析収集等についての成果の普及等で予算規模は 4.4 億円、国からの財政支出は 3.4 億円です。もう 1 つの大きな機能としまして、労働行政職員の研修を行っておりますが、この経費が 4.4 億円です。

組織体制が右側にありますが、法人本部が 2 部体制、管理部門で 19 名。労働政策研究所としまして、研究部が 3 つと研究部門が 5 つです。職員研修につきましては、労働大学校としまして大学の事務局と教育担当の職員、研究部門が 1 つついております。このような体制です。よろしくお願いいたします。

○小野寺座長

引き続き、法人・所管部局のほうから、労働政策研究・研修機構の事務・事業の概要をご説明いただくとともに、当該法人の改革案の提示をお願いしたいと思います。ポイントをしばって、13 分以内で簡潔な説明をお願いいたします。また、お手元の資料にて説明を行う場合には、どの資料に沿っているのかを明確にご指摘をお願いいたします。制限時間となる 1 分前に、事務局においてチャイムを鳴らしますのでご留意いただければと思います。それではよろしくお願いいたします。

○労働政策研究・研修機構理事長

理事長の稲上です。どうぞよろしくお願いいたします。お手元の資料 1 の 2 頁です。いずれの省もそれぞれ政策研究機関というものを持っておりますが、労働政策の場合には私ども JILPT がそれに当たります。私どもは大きく分けまして 2 つの柱に沿いまして、中立的で客観的な立場を大事にしながら、公労使との対話と協力を得まして継続的で総合的な調査研究を行ってきているところです。平成 20 年度の実績について申し上げますと、労働政策研究につきましては、取りまとめました報告書等は 54 件ございます。その成果は審議会・研究会等で広く活用されておまして、540 件に上ります。機構の発足以来最高の件数になっております。

また、外部の有識者、これは大学の先生方ですが、それからなります評価部会におきましても 5 段階中 4 以上の評価を受けている。19 年度に比較いたしまして 4.6% 多くなり 75%。3 分 2 以上という目標がありますが、4 分 3 となっております。もう 1 つの柱は、情報の収集整理についてです。年間 100 以上、審議会・研究会等で活用されるとい

う数値目標がありまして、こちらにつきましても機構発足以来最高の 293 件になっております。

なお、最近の新聞報道で、「JILPT は論文を 1 本出すのに 6,000 万円以上かかっている。民間なら 2,000 円から 3,000 万円のできる」というのがありまして、苦慮いたしております。実態をただちに調べたところですが、報告書等を取りまとめる費用につきましては、1 本当たり、人件費、一般管理費を含めまして 2,500 万円程度という数字が出てきております。必要がございましたら、後ほど更に詳しい説明をいたしたいと思っております。

3 頁です。ここに載せておりますのは、平成 15 年 10 月に私どもの独法は出発しておりますが、その第一期以降、労働政策の企画・立案などに貢献できたと理解しているうちのいくつかを挙げております。22 年度以降につきましては、そういうことが期待できるのではないかと考えているものですが、取り分け、いちばん上にありますフリーター・ニートなどの人々に対する雇用支援のための研究というものは、私ども JILPT が日本でも最先端の研究を長期に渡って続けてきたということもあり、様々な政策に反映されていると理解をいたしております。お手元に配っていただいております「時代を読む」という東京新聞の記事をご覧くださいければと思います。ロナルド・ドーアさんが特に 1 番最後の段落で。

○総括審議官

すみません、参考資料という別綴じになっている縦長の資料です。

○労働政策研究・研修機構理事長

失礼いたしました。参考資料というものの中にいま触れております「時代を読む」、東京新聞 2007 年 11 月 18 日のいちばん最後の段落です。有識者たちがニート云々ということ言う前に、相当以前からこういう研究をしてきていて、とてもいい研究であると書いていただいております。その他にインターナショナル・ヘラルドトリビューンやニューズウィーク等でも、こういう私どもの研究が取り上げられているということでご紹介させていただきました。

4 頁です。こうした調査・研究の成果を労使の方々を含めまして、広く国民に開示する義務を負っていると私どもは考えております。いくつもの媒体がありますが、最も代表的なものは、ホームページ、メールマガジン、ニュースレターという表現になっておりますがビジネス・レーバー・トレンドという雑誌スタイルのものであります。それぞれ実績が出ております。ホームページで言いますとアクセス件数が平成 20 年度で 4,000 万件という数字になっております。着実に増えてきております。メールマガジンのほうは、週 2 回発行しておりますし、いま申し上げましたビジネス・レーバー・トレンドというニュースレターは月に 1 回発行しております。メールマガジンの読者数は 26,611 人。そこにありますように大変多くの方に読者になっていただいております。高い評価をいただいているものです。ニュースレター（ビジネス・レーバー・トレンド）のほうにつきましては、昨年 8 月から「日経テレコン 21」から依頼を受け、バックナンバーの論文・記事の検索が可能になっているということがあります。

次に 5 頁です。労働行政職員の研修を労働大学校でやっております。労働基準監督署、ハローワーク等で研修と研究を連携・融合し、相乗効果を上げていると理解をしています。基本的なメニューにつきましては、大きな柱として、一般研修、管理監督者研修、専門研修というものから成り立っております。期間は様々です。相当長いものもあります。連続して 1 カ月半という形になっているものもございます。これにつきましても、研修生に有意義度というものを聞いておりました、平成 20 年の場合には 97% という高い評価をいただくことができました。目標値は 85% を達成することとなっております。なお、労働大学校に 360 人分の宿泊施設がありますが、研修生の宿泊をビジネスホテル等に変更した場合にどういうことになるだろうかということがそこに書いてあります。結論だけ申し上げますと、年間で 2 億円程度の予算の増加が見込まれるとのことでした。

資料 2 です。平成 23 年度に向けた改革案につきましての説明を簡単にさせていただきます。1 頁は全体の総括表になっております。ヒト、モノ、カネの側面です。平成 23 年度には、管理部門で 3 名を新たに削減したいと考えております。国家公務員 0B はその表にありますような推移をしております。それぞれ 1 名を削減しているということです。余剰資産です。上石神井には本部と労働政策研究所、埼玉県朝霞には労働大学校がございます。これにつきましては、特に売却等の計画はもっておりません。お金の側面では、国からの財政支出につきましては、運営費交付金というものを先ほど申し上げました人員 3 名の削減ということを含めまして、6,000 万円程度の削減をしたいと考えております。

次の 2 頁の図をご覧ください。平成 15 年の発足以降、どういう推移をたどっているかということがお分かりいただけるかと思っております。管理職の給与の引下げ、管理職の賞与のカットを中心といたしまして、ラスパイレスの指数を 100 以下にできるように努力してまいりたいと考えております。

3 頁です。「カネ」の側面で、今すでに行っておりますが、国からの財政支出の削減につきましては、運営費交付金を 6,000 万円程度削減したいと考えております。この交付金の推移につきましてもご覧いただけるとおりです。15 年から 23 年まで 38 億 5,000 万円ぐらいのものが 27 億 1,000 万円ぐらいに削減してきております。

4 頁、その他の改革事項です。今お話するようなカネとヒトの面で大分減ってきておりました、率直にきついなという感じはしておりますが、しかし私ども機構の持っているミッションに照らして新たに 3 つの取組みをしたいと考えております。1 つは、仮称として「緊急調査」と呼ぶことにしておりますが、ご承知のように最近の雇用情勢、取り分け新規学卒の人たちの未就職ということが深刻な問題となってクローズアップされていますが、その実態を明らかにして施策をと。手がかりを得たいと考えております。その下にも、日系人の就労状況に関する緊急調査も手がけてみたいと考えております。

次の 5 頁、2 つ目の新しい試みです。新しいというのは正確には語弊がありますが、これまで以上に明確な問題意識を持ち PDCA サイクルを動かしてまいりたいと考えております。1 つとして、改正パート法の政策評価のための調査を手がけてみたいと思っておりますし、非正規労働者の能力開発に大きな役割を持つジョブカードが実際にどのような役割を果たしているのか、どうしたらより改善されるのかということにつきまして研究したいと考えております。3 番目です。職員の研修につきまして科目を新設するほか、

カリキュラムの刷新いたしまして、そこに例が書いてあるように職員研修を更に充実させていきたいと考えているところです。これからもこうした方向で努力していきたいと思っております。以上でございます。

○小野寺座長

ありがとうございました。次に省内事業仕分け室のほうから、これからの議論の参考としまして、労働政策研究・研修機構の事務・事業の論点等の提示をお願いしたいと思います。

○総括審議官

資料 3、縦長の資料です。「独立行政法人労働政策研究・研修機構の論点等について」という資料をご覧いただきたいと思えます。本日から、特に大きな論点をまずお示しすることにいたしました。1 頁です。労働政策研究・研修機構は政策研究を行っております。国のほかの政策分野におきます政策研究機関の状況は、その参考に書いてあるとおりでございます。各省庁、国の直轄でやっているというのが内閣府の経済社会総合研究所等々であるわけです。また、厚生労働省におきましても、社会福祉の分野につきましては国立社会保障・人口問題研究所と国の直轄研究所がございます。一方、独立行政法人の形態を取っているものとしましては、経産省の経済産業研究所と環境省の国立環境研究所があるという状況です。この状況等も参考にしながら、この労働政策の分野につきまして、政策研究をいまの形でやるのが適当なのか、あるいは国の直轄機関として行うことが適当なのか。更なる場合にほかの研究機関と統合することなども考えられないのか、というようなことが 1 つ目の大きな論点ではなかろうかと考えております。

次は労働大学校です。今ほどもご説明がありましたように、国の労働局のハローワークあるいは監督署の職員の研修を主体としております。これは、従来は国でやっていたものでありますが、政策研究の中で出てきたいろいろな状況、ノウハウを提供するという事でいまのような形になったわけですが、果たして今のような形態が適当なのか、あるいは国の職員の研修なので、国の直接実施に戻したほうがよいのかというのが、2 つ目の論点ではなかろうかと思えます。その際に、労働大学校に宿泊等の施設があるわけですが、これが必要かどうかということではありますが、今ほど、むしろ経費がかかるという話もありましたが、そういうことも含めてご議論いただければと思っております。

次の頁では、少し細かな論点も含めまして提示したものです。全法人共通事項としては、そこにありますように運営費交付金等が適正な額であるかどうか、逆にいえばそれに見合った成果を上げているかどうかと問われるだろうと思えます。法人の組織等につきまして、ラスパイレス、いろいろな引下げをと言われましたが、20 年度の時点では事務職は 104.8 だったと。これがどう改善されていくかということが 1 つ。職員数は 118 名です。先ほど管理部門を中心に 3 名縮減という話もありましたが、本務事務局部門が総務部と経理部を合わせて 19 人おりますが、法人の規模等に合わせて 3 人の削減で十分かどうかもう 1 つの論点かなと思っております。余剰資産等につきましては、今ほど言いました宿泊等々、労働大学校の施設が必要かどうかというのが 1 つの論点だろうと

思っております。

次の頁では、労働政策研究につきまして、政策研究の部分で最初に申し上げましたように 11.6 億円。統計・情報の収集・分析・加工等に 9 億円かかっています。現在機構で示されたような成果と比較して、このコストが適当かどうかということが問われるのだろうと思っております。統合効果は最初の大きな論点で申し上げたとおりです。

次頁です。現在、機構では直接研究員を雇用しまして、その研究員を中心に政策研究を行っているわけでありましたが、これをこのような形ではなくて、それぞれごとに国が必要とする研究を大学やシンクタンク等へ委託するという方式もあり得るわけでありまして、現にそうやっているものもあるわけですが、この辺との関係をどう考えるかがもう 1 つあるだろうと思っております。成果の普及につきましては、3.4 億円の経費がかかっております。先ほど理事長からお話がありましたようにホームページ、データベース、メールマガジン、ニュースレター等々をやっているわけですが、これもコストとの関わりで適当かどうかということと、更に大きく言いますと、政策研究あるいは情報分析をしているものにかかった経費を国民にうまく提供できているかどうかを含め議論の対象になるかと思っております。

職員研修につきましては、これは安定所、監督署の職員研修であります。21 年度で言えば約 3,200 人の方が研修を受けて、4.4 億円のコストがかかっているということがあります。コストに見合うきちっとした研修が行われているかどうか論点だと思っております。私のほうからは以上でございます。

○小野寺座長

ありがとうございます。それでは、これから議論に移りたいと思います。労働政策研究・研修機構の事務・事業の必要性や改革案の妥当性を判断するために、これから仕分け人の方々から質問などを行っていただきまして、議論をお願いしたいと思います。また、厚生労働省の政務三役の方々からも、議論の活性化のため質問などを行っていただき、議論へのご参加をお願いしたいと思います。

議論の時間は 30 分を目安にしてお願いします。また、制限時間になる 1 分前には、事務局においてチャイムを鳴らしますので、ご留意をお願いしたいと思います。それでは、早速ですが、ご質問、ご意見、お名前をおっしゃっていただきたいと思っております。

○住田仕分け人

住田光生と申します。よろしく申し上げます。論点の第 1 点について関連してお聞きしたいと思います。「法人概要」の 1 頁を見ますと、先ほどお話のように、主な事務・事業の予算が 29 億 4,000 万円のうち、28 億円が政府（国）からの財政支出になっておりますが、機構においては独立行政法人の意味合いから、この財政支出あるいは自助努力というものは、独立行政法人を運営するにおいて、どのようにお考えになっておられますか。

○労働政策研究・研修機構理事長

いまご指摘いただきましたように、ほとんどのものが確かに国の財政支出になってい

ます。冒頭に申し上げましたとおり、私どもが担っている役割は労働現場の実態を正確に理解して、国の労働政策の企画・立案、あるいはその実施に貢献することを、最も基本的なものとしております。したがって、実際に多少の成果・普及等の形で具体的には報告書等の出版物を一部市販したり、東京労働大学講座を運営することによって、多少の収入を得ておりますが、基本は、いま申しますような社会的ミッションをきちんと果たしていくというところに置いておりますので、このような財政支出になっていると理解しております。

○小野寺座長

ほかにいかがでしょうか。

○菊池仕分け人

4点伺います。1点目は、成果物のとりまとめ件数が54件とあって、この取り方ですが、所内の研究者が所内でとりまとめたものか。そうではなくて、さまざまな所外の研究者の研究会等での知見も含めて、それを成果物にとりまとめたものか、あるいはその両方なのか、どのぐらいの割合なのか。これだけですと、所内だけでという取られ方もされかねないと思うので、確認させていただきたいと思います。

2点目は、職員数を25名ほど削減されていますが、事務職と研究職とどのぐらいの割合でしょうか。特に、最近では4名、3名というのは研究者が転出されて、穴埋めをしないという傾向にも受け取れますが、ともすると、それは研究される環境が、必ずしも十分な研究ができない状況が何かあるのか。あるいは研究職だけが減っていきまると、強いては労働研究政策能力自体が低下していくことにもつながりかねないと思うので、この点をお聞きしたいと思います。

3点目は、もちろん労働政策研究ということで、参考、資料1の3頁で具体例が挙がっています。これらはいずれも労働政策の問題ですが、昨今の状況の中で、パートもそうですし、非正規もそうですが、労働とそれ以外にその方の生活を支えるという側面を、全体としてトータルでどう考えるかという視点が、つまり、労働と社会保障とか、そういう意味での総合政策研究が求められるようになってきていると思います。これだけを拝見しますと当然ですが、労働政策という側面からの捉え方のように思われます。しかし一方では、政策研究なのでもっと広い視点も必要ではないかと。その辺をどのように反映されているのかを伺いたいと思います。

最後に、そのことと関係しますが、教育のほうで同じ資料の5頁に、今後、労働部局の中でもさまざまな支援を担っていくということで、福祉も含めた教育訓練を行っていくということですが、所内でその福祉的な部分を担うのはどこがやっているのか、やっっていけるのかという辺りをお聞きしたいのです。以上です。

○小野寺座長

4点出されていますが、まずは全体についてお答えいただけますか。

○労働政策研究・研修機構理事長

最初にお尋ねのあった 54 件のことです。個別に手元に数字がありますが、時間が長くなりますので。一言で申しますと、外部の先生方とやっている研究会もいくつかはありますが、ほとんどのものは内部の研究員が担っています。必要でしたらお示ししたいと思います。

2 番目に職員数の削減ですが、これは残念ながら、大きく分けますと、採用単位が事務職と研究職になっております。どちらだけとはまいません。しかし、ご指摘がありますように、研究者、研究職を減らしていくことは大変苦しいことです。第 2 期というのは平成 19 年 4 月から始まっていますが、第 2 期全体を通じて職員数を 19 名減らすということで、ほぼ均等な割合で減らしていくことになっています。その計画に基づいた行動をとってきております。

3 番目にお尋ねの労働と社会保障との関係は、誠に指摘のとおりだと思います。そういうことを全然手がけていないというわけではなく、例えば、高齢者の研究をやっていますが、高齢者の雇用機会は当然ながら、雇用保険のあり方、あるいは在職老齢年金のあり方など年金のことを取っても、深いかかわり合いがあって、年金の受給水準がどういう影響を与えているかということをももちろん議論して、そういう形で年金と、例えば働き方のタイプやどういう関連があるのかということ、当然高齢者研究の中では議論をしております。それから、ワーク・ライフ・バランスというか、特に女性の働き方に関連して、広く、長い目で申しますと、少子化という問題に大きな影響を与えていくという問題意識の下で、ご承知のように、私の所でも労働力の需給推計というのをしておりますが、その文脈から就業率をどうやって高めていくかということが大きな問題として浮かび上がります。これは社会保障にも深い影響を与えている事柄です。その中で女性と高齢者と、特に若年について焦点を当てて議論をしております。どうしても労働が中心にはなりますが、その背景、議論の文脈から申しますと、社会保障に関係するようなことについて関連していろいろ議論もしているところだと理解しています。

4 番目ですが、実際に新しく展開するということには、どうしても内部に教官がない場合には、外部の然るべき方をお願いをすることも出てくると考えています。

○小野寺座長

今お答えが 4 点ありましたが、菊池先生、何か関連で更にありますか。いまのようですか。

○菊池仕分け人

3 点目に関しては、そういう知見を入れながら、それぞれの研究者が研究を進めている。あるいは共同研究の中に、むしろ専門の方も含めた研究をしているという、その辺はいかがですか。

○労働政策研究・研修機構理事長

後者のほうに近いと思います。

○河北仕分け人

河北と申します。私は以前、日経連に所属しておりました。人の問題、雇用であるとか労使問題とか社会保障を提言する経済団体だったのですが、これがなくなってしまって、日本の経済団体というのは、いま非常に迷っているのではないかと思います。この組織は実際に活動していることは、非常に社会的に意義のあることだろうと思います。

最初の質問に戻るのですが、主な論点の中でほかの省庁に関しては、国直轄の施設等の機関があります。いま我々が議論している独立行政法人であるということと、国直轄あるいは省庁の中に置くということとの違いはどのように考えておられるのでしょうか。先ほどの予算に関して、ほとんどが公費が充てられているということを含めてお伺いしたいと思います。

○労働政策研究・研修機構理事長

とても大事なことをご指摘いただいたとっております。私どもの理解は厚生労働省の政策というのは、ご承知のように労働政策審議会を経て決まっています。これはILO条約との関係もあると思います。私どもが実際に貢献できているのも、労働政策審議会等で議論していただけるような素材を提供できているという側面が、非常に大きい役割だと思っております。もし公労使という言葉を使うとしますと、公は広く学識経験者あるいは有識者の方々、それと労使のさまざまなご意見、お考えを取り込みながら、ご協力を得て、そういう方たちと対話をする機会をセットしております。

その含みの1つは、政府直属のものとなりますと、政労使ということになってしまうと、先ほどPDCAサイクルと申しましたが、時に政府の現にとっている政策は、現実に照らして有効であるものもありましょうし、必ずしも有効ではないものもありましょうし、目が届いていない所もありますし、思わざる結果として生じていることもあります。そういうものをきちんと批判的にも検証していく役割を担っていると思っております。そういう意味では国からも、ある意味では一定の距離を保つことができるようなものでなければいけないと考えておりますので、いわゆる三者構成の原則という考え方を、私どもも大事にしていくし、これからもしてまいりたいと考えているところです。

○渡辺仕分け人

渡辺と申します。お伺いしたいことが2つあります。私は社会福祉が専門で、労働政策などが専門ではありませんので、シンプルにお尋ねしたいと思っております。1つは、もちろん労働問題とか労働政策を扱っておられる大学の研究者、民間の機関、研究員はたくさんいらっしゃると思います。あえてこの独法が労働政策について研究をしなければいけないという意義です。先ほど中立性ということもお話されていましたが、そういう意味でいえば、大学や民間の研究者のほうが中立性があるわけで、そういったことも踏まえて、なぜ独法がやらなければいけないかということをおわかりやすく説明していただきたいと思っております。

もう1つは、労働大学校についてです。先ほどちょこちょこ考えていたのですが、例えば平成21年だと4.4億円で、3,219名というのは延べ人数ですか。

○労働政策研究・研修機構理事長

延べです。

○渡辺仕分け人

実人員だと何人になりますか。

○労働政策研究・研修機構理事長

実人員です。

○渡辺仕分け人

とすると、1人、14万円ぐらいかかっている計算になると思いますが、このコストは基本的には高いのか、安いのかというのは私にはわかりにくいので、これを教えていただきたい。

もう少し言えば、例えば、それに参加する自治体職員からの負担は求めないのか。研修の参加者からは費用負担を求めているのか、ということについてもお尋ねしたいと思います。

○労働政策研究・研修機構理事長

まず、最初のお尋ねですが、私は実はこういうものには長く大学の教師としてかかわってまいりまして、その経験を踏まえてお話したいと思います。民間シンクタンクのようなものが労働政策研究ができないだろうかということを考えますと、率直に申しまして、雇用労働分野で、民間が営利性を前提としますと、常勤の研究員を雇って労働研究を進めていくという所は、実際には大変少ないと思います。

なぜかと言いますと、市場が小さいということに尽きていると思います。ですから、民間シンクタンクのような所が委託研究を受けて、どういうことになりがちかということ私の経験を含めて申しますと、シンクタンクが事務局を担って、実際には大学の先生方を動員して調査・研究をするというのが普通の姿ではないかと考えております。これは勢いどういうことになりがちかと言いますと、先ほどニート、フリーターということ申しましたが、現場に出てデータを蓄積していくという性格が持ちにくいこともあります。それから、実質上は発注者である厚生労働省に対して、なかなか批判的な議論をしにくいというのも間々あることではないかと思っています。

これは当たり前のことですが、大学のほうで、大学の研究者がやっているのは直接的には政策研究をされているというよりも、それぞれの関心に沿った研究テーマを立てて、別の関心のほうが強いだろうと思っています。

○渡辺仕分け人

別の関心というのは何ですか。

○労働政策研究・研修機構理事長

例えば、経験的規則性を明らかにするということであったり、あるいはある現実があったときに、それがどういう問題を持っているのだろうかということをご指摘になるよ

うな研究が少なくない。私も長いこと大学の教師をやってきましたので、そういう印象を持っています。大学の先生方の中に、例えば労働法の方、労働経済のご専門の方を考えてまいりますと、労働法の先生方が強い実践的な政策に関心をお持ちになるのは当然ですが、その基になるようなデータをどこで作れるのかと申しますと、既存の指定統計等を統計解析にかけて分析するという計量畑の仕事とというのはもちろんたくさんありますが、私どもはいずれかといえば、そういう側面ではなく、現場でフィールドサーベイを重ねることによって新しい事実発見をし、ラージデータを作っていくという性格が中心になっていると思っています。関心の違いが多くの大学の先生方との間にしばしば見受けられるのではないかと思います。

○厚生労働大臣

進め方の件ですが、専門のフィールドサーベイとか、いろいろ難しい言葉がありますが、国民の皆さんに必要性を説明するという趣旨ですので、どなたでもわかる言葉で説明をお願いします。

○労働政策研究・研修機構理事長

一言で申しますと、大学の先生方をお願いすることができないということはありませんが、実際には、少なく。

○渡辺仕分け人

わかりました、結構です。いまおっしゃったことは、例えば民間のシンクタンクとか大学の先生方がこの記録を読みたいとか、今日のこれが報道されたときに、それはそうだなと思われるような内容と理解してよろしいですか。

○労働政策研究・研修機構理事長

はい、そう思います。

○渡辺仕分け人

ああ、そうですか。わかりました。

○労働政策研究・研修機構理事長

それから 2 番目にお尋ねいただいたことについては、私どもの研修対象者は国家公務員の地方労働局におられる方、労働基準監督署、ハローワークというのは国家公務員に限定されたものです。

○渡辺仕分け人

それはごめんなさい、私のほうが言い間違えていました。その方々からは研修の費用は取っていらっしゃるのですか。

○労働政策研究・研修機構理事長

直接的に研修にかかわる。

○渡辺仕分け人

取ってないのですか。ということは参加される方は、1 銭もお金を払わなくても、そこにずっと参加されて教育を受けて帰ることができるわけですね。

○労働政策研究・研修機構理事長

ええ。

○渡辺仕分け人

それというのは、例えば私が携わっている福祉とか何かの分野のいろいろな研修などのときに、例えば研修に参加するというときには、一定の資料費などのものは、通常支払うというのが感覚としてありますが、いま言われたように 1 銭もお金がなくて、1 カ月、全部参加できるわけですか。

○政策統括官（労働担当）

行政職員の研修に関することですので、政策統括官の中野からお答えさせていただきます。いわば職員の研修ですので、企業が社員に研修することと類似のことと考えていただければと思います。企業の場合、企業が社員研修するときに、社員から費用などを取ったりしないと思いますので、そういうことと類似とご理解いただければと思います。

○渡辺仕分け人

これはハローワークだとか、何とかというのは同じ組織ですか、違うわけでしょう。

○小野寺座長

独法として独立した法人として取っている、あるいは取らないということの理由で、いまお答えになっているのは理由にならないと思うのですが。

○政策統括官（労働担当）

独法で行政職員の研修をする趣旨ですが、独法では労働政策について、いろいろな研究をやっております。また一方で、こういう研修をする際には、研究と研修の相乗効果を見込んで同じ所でやったほうがいいたろうという考えで、かつては国が直接やっていましたが、これを独法のいま研究をやっている機関で一緒にやるようにしました。

研究と研修を同じ機関でやるという考え方は、例えば、これは国の直轄の機関ですが、施設等機関で資料 3 の①の参考にあるような研究機関のうち、経済社会総合研究所、情報通信政策研究所、法務総合研究所、財務総合政策研究所は研修機能も持っておりますし、また研修機関である例えば自治大学校とか消防大学校は研究機関も持っています。大学はある意味では、大学も教育と研究ということで相乗効果は一般的に言えようかと思えます。労働政策の場合、研究機関が労使も ILO の条約に基づいて、政策決定プロセスに深く関与してもらおうというのが原則だという特性、独自性がありますので、研究機関

は独法という形で、国と一定の距離を置いた所でやってもらっています。ただ、職員の研修をする際には、そういう政策研究を効果が見込める所でやったほうがいいだろうということで一緒にしております。

そういう意味で独法で行っておりますが、あくまでも内容は行政職員、企業でいえば社員に対する研修ですので、国からその費用を独法に交付金として流して、個々の研修を受ける職員からは費用を取らずに実施しているということです。

○渡辺仕分け人

わかりました。

○阿部仕分け人

阿部でございます。先週、新聞報道で JILPT の研究が 1 件当たり 6,000 万円だというのが出て、国民の皆さんはびっくりしたのではないかと思います。今日のご説明では 2,500 万円ということです。

まず 1 つ伺いたいのは、費用対効果といったところで、今日の資料では、政府の審議会等で委員をされた件数が出てきましたが、これをどのように考えればいいかをお話いただきたいと思います。

もう 1 つは、これだけお金がかかることについては、現在は無駄を省いていかなければいけないということだと思いますが、仕分け室で資料が出ている「主要な論点」の②、労働大学校について、宿泊棟の廃止・売却という話があったと思います。この宿泊棟の稼働率というか、どの程度稼働しているのかもお話いただければと思います。

○厚生労働大臣政務官（山井）

関連してよろしいですか。労働大学校についてですが、いま聞いてみましたら、労働大学校そのものは 3 万㎡あって、土地代で大体 56 億円、建物が 9 億円だそうです。ということは土地と建物を売れば 65 億円ぐらいになるのではないかと。そういう意味では今日のシートの中に労働大学校が論点になっているわりには、売却ということ自体は選択肢に入っていないのですが、改革案では宿泊棟をビジネスホテルに変えると 2 億円出費が増えると書いてありますが、売れば 65 億円入ってくるということで、そういう意味では改革の選択肢の 1 つに売却も入ってくるのではないかとと思いますが、そのことについてどうお考えでしょうか。

○小野寺座長

その点を含めてどうぞ。

○政策統括官（労働担当）

行政職員の研修にかかるものですから、私からお答えします。まず、こういう施設を売却してしまうことは、どこで 2 万 3,000 人余の職員の研修を行うのかという問題が出てこようかと思います。この労働大学校では、労働基準監督官はじめ、全国の労働基準監督署に勤務する職員や、ハローワークの職員に対して、入職したあとの初任者研修か

ら段階的に 1 歩ステップアップした中堅研修、さらに管理職になったときの管理者研修のそれぞれをきっちり行っているわけです。

特に労働基準監督官などは、労働基準法や安全衛生法に基づいて特別司法検察員として、令状に基づく強制捜査権や送検権限まで持っているような職員ですので、初任者研修は 1 カ月半の研修を初年度 2 回、すなわち約 90 日もしっかりとした研修を行っているわけです。そういう形でやるような研修環境をしっかりと整備しなければ、労働行政機関のハローワークや監督署の第一線の現場は全く機能しなくなるのではないかと思います。すなわち、最初に職員が入職したときの研修、さらにはいろいろ政策も変化しますので、経済社会情勢に応じた政策変化に対応する研修をきちんとやっていかなければなりませんので、そういう意味では売却は考えられないものと思ひ、この改革案には入れておきませんでした。

ただ、宿泊は場合によっては宿泊棟を売却してホテルを借りてそこから通うことも考えられないわけではないということで、そのコスト比較は資料に載せております。しかしながら、監督官も約 1 年間で初年度は 3 カ月の研修を行ったりするわけですし、またいろいろな職員、例えば研修を終わったあとの演習に向けての勉強もあります。いまの大学校には図書室もあります。そういう演習に向けての準備のための勉強や、ハローワーク職員であれば、それぞれお互いにどうすれば就職促進につながるか、あるいは事業主指導、求人開拓がうまくいくかという自主的な経験交流の場も、こういう研修のあとに持ったりしておりますので、こういう宿泊棟は不可欠だと私どもは考えております。

また、こういう同じ施設に一定期間一緒に泊まって、同じ釜の飯を食べますと、ハローワーク、監督署は全国ネットですが、お互いに知り合うことができます。そして労働行政問題は、例えば労働基準監督署であれば、全国展開しているようなあちこちに工場を持っている所で、有害物の不正使用で一斉に違反が起きたときに連絡をとったり、ハローワークであれば広域職業紹介ということで九州の人を愛知県の求人に応募させるときには、その求人情報のチェックをお互いに連絡をとったりしなければなりません。そういう意味でもお互いのネットワークを持つのも意味があります。したがって、宿泊施設も不可欠だと考えて、このような体制の中で職員研修をやり、行政職員の第一線の現場力の維持向上のために、こういう研修施設の宿泊棟は不可欠なものと考えています。

○小野寺座長

趣旨はわかりましたが、稼働率はどうなのかという最初の質問にズバリお答えいただけますか。

○労働政策研究・研修機構労働大学校長

宿泊施設の稼働率は約 50%となっています。ただ、宿泊施設で男女別に棟を分けて宿泊させるとか、最近でいえば、インフルエンザ等々の問題があった宿泊施設、洗面所等も共用ですので、一緒に患者を住まわせるわけにもいかないの、ある程度そういった対応のためのスペースも取っていかねばならないということをやっています。研修によって非常に繁閑があります。混んでいるときは非常に混んでいるという状況です。

○小野寺座長

趣旨はわかりました。あっという間に 30 分が経ってしまいました。事前の約束事ですが、どうぞ、大臣。

○厚生労働大臣

ちょっと質問です。あと進め方のお願いですが、独立行政法人が仕分けを受けるということですので、厚生労働省の方が助っ人というか、いろいろしゃべりたいことはわかるのですが、やはり効率性を高めて、自主性を高めて独立行政法人でお願いするという趣旨でやっているはずで、今週も来週もやりますので、それを事務局にお願いします。

若干何点か伺います。管理部門が 19 人ということですが、例えば研究所は 78 人で、研究所の中で事務的・管理的なことをやっている方は何人か。大学校は 21 人ですが、この中で事務的・管理的なことをやっている方は何人なのか。事務局にもお願いしたいのですが、管理部門的な仕事をしている人と、そうではない人の比率も、今後独立行政法人の総括表に入れてもらえればありがたいと思います。

そして、報告書のとりまとめが 1 年間で 54 件あったということですが、その 54 件を必要不可欠なものに絞る。選択と集中をするとしたら何件まで絞れるのかというのが 2 点目です。ある意味では 3 つか 4 つでもいいのですが、ちょっとこれは効果が低かったなという調査があれば、どういうものだったかを教えてもらえればと思います。

あとはラスパイレス指数が研究職より事務職がなぜ高いのかということと、国の政策のチェック機能があるから独立行政法人でやっているのだということ、国の政策に対してももの申すために独立行政法人だという趣旨も理事長からありましたので、例えば最近の政策で国の政策に対して、もの申した事例を教えてくださいたいと思います。あとは宿泊の稼働率です。インフルエンザがあったから低いというお話ですが、では、インフルエンザの前は何パーセントぐらいだったのかを教えてくださいたいと思います。

○労働政策研究・研修機構理事長

最初のご質問ですが、手元にあるものを計算してみないと、すぐに申し上げられません。労働政策研究所の中で、事務という性格が強いと思うのは研究調整部が 12 人おりますが、そこが相対的に性格が、ほかの所よりは少し濃いかと思います。国際研究部、その他に調査解析部がありますが、相対的にはそこに 12 人おりまして、いま申し上げるとおりです。

2 番目に 54 のテーマの選択は突然のお尋ねなので、どれを絞るということは今はできませんが、成果物としては調査シリーズ、資料シリーズで、どなたが読んでもその調査が比較的わかりやすく書かれているものがありますが、研究報告書というのは、かなり研究論文的な性格のものがあります。テーマの立て方は、それぞれのプロジェクト研究の 6 つの柱に沿ったものを毎年毎年輪切りにしていつているもののほか、課題研究を厚生労働省からいただいて、その中に精査できるものがいくつか含まれるかもしれません。

○厚生労働大臣

途中で恐縮ですが、厚生労働省からの課題研究以外で自発的に研究された中で、重要

度の低いものを2、3挙げるとしたらどの研究でしたか。

○労働政策研究・研修機構理事長

残念ながら正確な意味での自発性というもので、唯一できているのが国際研究部の人たちがやっているいくつかのモデルです。例えば、最低賃金に関する国際比較のこととか、公共職業訓練の国際比較にかかわるようなことはあります。

先ほど申しましたように、第1期は自主研究に相当大きな比重があって、それと要請研究という二本立てだったのですが、第2期になったときに、自主研究は廃止になっています。廃止になって、いずれも課題研究という厚生労働省からそのときどきに要請されたものをすり合わせをしていくものと、もう1つはプロジェクト研究で5年を単位として進めてきているものがある、純粋な意味での研究者が担っている自主的な研究は、厳密に申しますと存在していないのが現状です。

3番目のラスパイレス指数については、研究職のほうは100という数字になっていると思いますが、これは厚生労働省からお見えになる方々が相対的に、私から見ると年齢の高い方も含まれていたりすることの影響も、あるいはあるかもしれないと思っています。あとはいくつかでしたか。

○小野寺座長

国の政策にももの申した事例を具体的に挙げてくださいということです。独立という意味で、批判的なご意見を出したという事例がありますかという趣旨です。

○労働政策研究・研修機構総務部長

実は私どもの研究員でオウ研究員という方がおられますが、その方が独立ユニオンという組合のユニオン関係の調査をしております。その際にハローワークあるいは監督署に行ったが、取り上げてくれなくてユニオンに駆け込んだといったものを調べ上げて、厚生労働省にお出ししたことがあります。ですから、私どもは全く国とは別途に研究をさせていただいて、耳の痛いことも言わせていただいているということです。

それから、ついでするので、先ほど管理部門の話がありましたが、総務、経理といった総務部関係、いわゆる本当の管理部門が19名です。そのほか大学関係で7名、研究所部門で6名という形になっています。以上です。

○労働政策研究・研修機構労働大学校長

インフルエンザの問題ですが、インフルエンザについては、それによって来る人が減ったということではなくて、インフルエンザの対応のために罹患した方が何人も出ておまして、そのための隔離スペースを取ったと。トイレとか洗面所を共用で使うわけにいきませんので、そういったスペースを取ったので、非常に混んでいるときには宿泊室の割り振りに苦労したということです。

○小野寺座長

よろしいですか。

○厚生労働大臣

よろしくないのですが、時間もないのであとで細かく聞きます。

○小野寺座長

政務三役の方、いかがですか。よろしいですか。仕分け人の方たちでまだご発言なされていない方がおられますが、よろしいですか。

○伊東仕分け人

伊東です。時間がきていると思いますので、1つだけ簡単に申し上げます。ラスパイレス指数を見たのですが、簡単で結構ですが、いま104.いくつと言われましたが、いままでの推移を教えてください。それから、今後に対してどうするのか、言われたと思いますが、もう一度確認のために教えてください。これまではどうでしたか。

○労働政策研究・研修機構総務部長

ラスパイレスですが、これは年度によって母数となるのが公務員との年齢別の給与の比較という形になりますので、公務員の年齢構成が変わることによって、私どもと構成が若干違いますから、それで上がったたりすることもあります。平成19年度においては事務系で103.9で、平成20年度は104.8という形で上がっています。そういうこともありますので、今回、抜本的な見直しということで、事務資料にも書きましたとおり、幹部の年収を下げておりますし、ボーナスカットをしております。あるいは事務系の職員の定昇についても、少し抑制をかけていくという形で、理事長からご説明があったとおり、平成22年度の事務系のラスパイレスについては100になるように設定をしております。

○小野寺座長

よろしいでしょうか。まだ議論が必ずしもひと区切りついたという状況ではないのですが、時間の関係がありますので、仕分け人から、それぞれ配付されている表でチェックをお願いしたいと思います。2分ほど時間をいただきますので、評価シートにご記入のほど、お願いいたします。

(仕分け準備)

○総括審議官

いま仕分け人の方に評価していただいておりますが、資料に入っている評価シートに基づいて評価していただいております。事務・事業、この機構については労働政策研究と労働大学の2つに分けて評価していただいております。改革案で不十分か、あるいは改革案が妥当かという大きな区分で、まず評価していただくとともに、不十分である場合には、事業そのものを廃止するべきだということ、あるいは事業は効率性を高めた上で、国へ移管というのが2つ目です。3つ目が自治体への移管、4つ目が民間へ任せる、5つ目はこれらを合わせて事業を分解して国、自治体、民間へ委託。

○厚生労働大臣政務官（山井）

書き込んでいただいている最中に 2 点だけ。先ほどの 3 万㎡の件ですが、本当に 3 万㎡も要るのですか。一部売却するとか、そういうことは。労働大学校は要らないのかということと、国にとっての有益な労働政策の研究をやっているということですが、例えば、いま議論になっている労働者派遣法で派遣問題というのはいちばん重要な焦点だと思うのです。この資料を見るだけでは派遣について研究しているという印象を受けないのですが、それが入っているのか。入っていないのだったら、なぜ入っていないのか、この 2 点をお願いします。

○労働政策研究・研修機構理事長

後者のほうを申し上げますと、昨年 4 月から私どもとして新しくプロジェクト研究に類似のものでバーチャルプロジェクトを立ち上げておまして、集中的に派遣労働者の研究をしてきております。派遣労働だけではなく、広く非正規雇用、とりわけ研究が大変遅れている調査で実態がよくわかっていなかった契約社員の研究をいまとりまとめておまして、特に派遣については 88 人、1 人について 3 時間程度の非常に詳細なインタビューをして、その結果をとりまとめております。それと派遣元、派遣先、派遣労働者についてのかなり広範な大きなボリュームのアンケート調査をして、まとめているところ です。

○厚生労働大臣

いまの話は、私も責任者としてそこは目配りしていなかったのです。これは厚生労働省にも申し上げるのですが、いま派遣法の法律が国会に出て、まさに審議をしていますので、本当はそれに合わせて結果が出るようにしなければいけない。あるいはそれ以前の派遣法を作る段階でそういう調査の結果が出るようなスケジューリングをしてやっただけが重要だと思います。これは平仄が合っていないと、非常に有意義な研究も、後から出てきたらどういう意味があるのかと言われかねませんので、そこの徹底を私自身もしますから、皆さんも是非、心得ておいてください。

○小野寺座長

評価シートにそれぞれお書きになったと思いますが、そこでお考えになったことを含めて 1 人 1 分程度で、まとめ的なご発言をお願いしたいと思います。それでは赤沼さんからお願いできますか。

（仕分け意見の表明）

○赤沼仕分け人

赤沼です。いろいろお話を伺って、この機構が独自の研修や政策研究をやることの意義はわかりました。それなりに国から離れて独自性を持った団体がこういった事業を行うことの意義は今日の説明で理解できたと思います。

ただ先ほど来、お話があった労働大学校について、ここまでの施設が必要なのかどうかについては、改めて検討する必要があるのではないかとはいえない。

わけで、それは稼働率や研修の内容、そこを使っている人たちの希望等に応じて、それにふさわしい組織・施設が必要だとは思いますが、その点はもう一度見直す必要があるのではないかと思います。

○阿部仕分け人

研究の公平・中立性という観点で政策研究を JILPT が行うという必要は、私も認識しておりますし、先ほど大臣がおっしゃったように、迅速に研究成果を発表する、あるいは研究に取り組むということは必要なことだろうと思います。是非、その点を今後ともやっていただきたいと思います。ただし、国民の目線というのは、私も研究者ですからわかりますが、「何の研究をやっているのだ、それにそんなにお金がかかるのか」ということは言われますので、是非、今後とも効率化ということはお考えいただいて進めていただければと思います。

それから、労働大学校のほうは、先ほどの宿泊施設の稼働率 50%というのは、私は率直にやはりどうかと思いますので、この辺りをどのように考えるか。先ほどの赤沼さんと一緒ですが、効率的な運用ということをもっとお考えいただくべきではないかと思いました。

○河北仕分け人

この研究の重要性は十分認識できました。今後のことですが、ほかの省庁のいろいろな機関と連携を十分にとりながら、社会が夢とか希望を持てるような雇用を開発するという、もっと事業の質を高めていただきたいということをお願いいたします。大学校に関しては、いままでのご意見と全く同じです。

○菊池仕分け人

私も労使双方から独立した公正中立的な研究機関をやっていく。これは非常に重要であると思っています。先ほど私が申しましたように、最近の調査・研究の具体例を出されていることからわかるように、ワーク・ライフ・バランス、非正規労働者支援、高齢者・若年者雇用支援等のいずれもが、もちろん労働政策的な側面は重要ですが、それだけでその方の生活をどう支援していくかというのは捉え切れないのです。私も含めて研究者というのはどうしても縦割りで、役所以上に縦割りかもしれませんが、どんどん細分化しています。その中でどこかがコーディネーター的な機能を持って、厚生労働省の対象となる方の生活支援をいろいろな角度から統合的に把握していくという研究拠点みたいなもの、そういう視点が必要だと思います。

拝見している限りは、労働政策ですからもちろんですが、テーマによってはもっと踏み越えて、労働政策の視点を越えたところでの視点・視野を持った研究をしていただく。あるいは関連の他機関との連携を持っていただくとか、現在の組織を前提とすると、そういう工夫をしていただきたいということです。

○住田仕分け人

冒頭に申し上げましたが、独立行政法人ですから、独立行政法人というのは何かの独

立、そして何かのミッションがあると思います。そういう面では国の財政でほとんど賄われていることに私は非常に疑問を持っています。ですから、より以上にこの政策研究を展開して、自主的な努力をされることを切に希望します。

○土屋仕分け人

研究所の性格からいって、網羅的あるいは悉皆的な調査・研究も多いかと思いますが、それらを行う場合に、内閣府での調査とか厚生労働大臣官房統計部での調査、それとの整合性とデータベースの一致の辺りを考えていただく必要があるのではないかと思ってお聞きしておりました。

平成 21 年以前の調査テーマを見ますと、いずれも個別研究テーマですので、これらについては約 20 億円の調査・研究資金を、競争で研究資金として、研究者に公募の形で提供するという方法も考えられるのではないかと。また逆に研究所の研究員が競争的研究資金を獲得すれば、いまご指摘のあったような、全部国に研究費を依存するという事はなくなってくるのではないかと思います。

○渡辺仕分け人

競争的研究資金については全く同じ考え方です。私は児童福祉が専門なので、労働政策のことはわかりませんが、今日は仕分けの前の仕分けという位置づけですから、そういう意味でいうと、今日のご説明だけでは、私のような労働政策に精通していない者には、まだよくわかりませんでした。もう少し簡素に、もっとシンプルにきちんとご説明されないと、少なくとも国民の皆さん方や、この分野に精通していない人に対しては、この法人の必要性はわからないと思います。私はわからないことがたくさん残ったまま、今日の評価を先ほど書かせていただきました。

○伊東仕分け人

私は聞いていて、どうしてこの機構が要るのかというのがわからなかったし、国民もかなりの方が今日のお話を聞かせてもらったら、わからないのだろうと思います。わからなかったというか、1 つ書かせてもらいましたが、なぜこの研修機構で政策研究を行っていく必要があるのかという、必要性というのがわかりませんでした。これからはこの面はやめてしまって、民間の大学のような所に委託して、その上で政策研究を継続していったら、経費の節減になるのではないかと思います。

労働大学校の件ですが、ほかの先生方と全然違うことを言いますが、私はもうやめてしまって、土地と建物も全部売り払ってしまう。この研修自体は非常に大切なことから、国が責任を持って、国としてその研修事業を行っていったらよろしいのではないかと思います。国の責任で直接やっていったらいいのではないかと思います。

○労働政策研究・研修機構総務部長

1 点ご説明し忘れた点があります。これはインターネットで流れておりますので、誤解を招くと大変ですので、あえてご説明いたします。労働大学校の土地は平成 15 年 10 月に評価替えをしており、そのときで 24 億円、建物の価値は 9 億 3,000 万円となってい

ます。57年に建てたときには建設費が35億円で、土地の購入が35億円ということでしたが、私どもが独立行政法人になった平成15年には、24億円と9億円という形になっていますことを報告いたします。

○小野寺座長

情報として承ります。私自身はいくつか質問したいこともありましたが、進行ということで遠慮いたしました。一言だけ感想を申し上げますと、労働政策というのは釈迦に説法ですが、国家戦略の基本をなすテーマだと思います。いまの研究体制で厚労省あるいは政府、もっと言えば国家の要請に労働政策として優れたものを作る上で、十分な研究が実践できているのだという自負をお持ちで、なおかつ、その中で無駄を省くということで縮小ということもお考えになっているのかどうか。その辺を率直にお聞きしたいなど、あるいは言外にその辺を感じ取りたいと思いながら聞いていました。その辺は是非、十分な自負を持っておやりになっているのだということが言えるし、また国民から見ても、それがわかるという国民へのメッセージも、十分ご考慮いただければ、という問題意識を持ったということだけを申し上げて、このテーマについての議論は終えていきたいと思いますが、よろしいですか。政務三役で何かありましたらお願いします。

(仕分け意見の結果発表)

○総括審議官

評決結果をまず発表させていただきたいと思います。表示されている評価シートに基づきまして評価いただきました。まず労働政策研究ですが、労働政策研究については「改革案では不十分」が6名、「改革案が妥当」が3名です。「不十分である」という方のうち、1名が国への事業移管をすべきである、2名が民間へ譲渡又は委託して実施、1名が事業を分解し、国・自治体・民間へ譲渡、2名は法人で事業を継続するが、更なる見直しが必要であるという内容です。

2つ目の労働大学校です。労働大学校についても「改革案では不十分」が6名、「改革案が妥当」が3名です。不十分という方のうち、1名が国への移管、1名が自治体への移管、1名が分解して国・自治体・民間への移管、3名が法人で事業を継続するが、見直しが必要という内容です。

法人そのものについてですが「改革案では不十分」が7名、「改革案が妥当」が2名です。7名のうち、ほかの独法等との統合・移管が2名、法人としてはそのままですが人員管理費、余剰資産等について、更なる見直しが必要が5名という内容です。

○小野寺座長

それでは、最後に政務三役からコメントをお願いしたいと思います。

○厚生労働大臣

今日は貴重なご指摘をいただきまして、どうもありがとうございます。それを踏まえて我々も改革を決断・策定していきたいと思います。若干申し上げますと、やはり独立行政法人は、最近では国会にも理事長は呼ばれない、あるいは定例記者会見もないという

ことで、世間の皆さんに、どういう研究をして、なぜ研究の意義があるのかという説明をした経験がないということで、非常に説明が不十分であったと思いますし、わかりにくい。これからはそうならないように、我々も事前にきちんとプレゼンテーション能力を高める努力をしてまいります。

そして、いままさに小野寺先生が言われたように、国家戦略そのものが労働政策のある意味では基礎となる研究であるわけですが、その意義をきちんと説明できると。説明できないものは国民の皆さんから見て、それは必要ないと言われるわけです。我々として、いま独立行政法人は内部の有識者の方々に研究の評価をしてもらっておりますが、厚生労働省本体でそういう評価の仕組みを作っていくことを検討しようと思っております。いま皆様のご指摘をいただきまして、この独法だけではなく、先ほど統計部の話もありましたが、ほかにも研究をいろいろやっておりますので、重複しているものがないか、戦略的にもう少しできないのか、厚生労働省本体のほうで評価する仕組みを作っていきたいと思っております。

あと管理部門についても、いまは研究所からも6人ある、大学校も21人の中で7人が管理部門的だということで、全体の19人にプラスアルファの数字が出てまいりました。独立行政法人はどうしても管理部門が肥大化する傾向がありますので、何らかの数値の考え方も取り入れていきたいと思っております。あとは、研究中の研究内容をきちんと公表して、今後はいま実施中の研究も含めて、なぜこれだけのお金がかかるのか、という明細まで公表させることを指導していきたいと思っております。あるいは収入を増やす算段、出版事業あるいはいろいろな事業を含め、そういうことができないのか、できるのか、あるいは国の政策の国会審議と平仄を合わせるような形で、研究成果が法案の審議と同時に国民の皆さんにお示しできるようなタイミングなど、課題がまだまだたくさんあるというご指摘で、我々も大変貴重なご指摘と受け止めますので、いま申し上げたことを含めて、これから取り組んでまいりたいと思っております。また中身が決定いたしましたら発表して、皆様にもお知らせしたいと思っております。どうもありがとうございました。

○厚生労働大臣政務官（山井）

1点だけ、いまの大臣のお話の付け足しです。派遣法の審議をこれから国会でするわけですが、JILの派遣についての調査結果は、その審議には間に合わない。いま大臣がおっしゃった国会審議との平仄ということですが、やはり労働政策の企画・立案をサポートしている以上は、その辺りのことは今後配慮してもらわないと。国会審議が終わってから出てきても研究がもったいないわけですから、今後そういうやり方は再検討いただきたいと思っております。

○労働政策研究・研修機構理事長

一言申し上げますが、私のほうはそういうことを進めてきており、一部は副大臣にもご説明をし、資料もお渡ししております。これは大変時間のかかることで、どういう時点で、どの法律が通るということは私どもは予見できませんので、そのようにだけ言われるのは、ちょっと不自然なことだと思います。

○小野寺座長

ほかにかがですか。

○厚生労働副大臣（細川）

いろいろな政策研究をされているのはよくわかりましたが、厚生労働省の委託というか、テーマ設定ももちろんやっていただくこともあろうかと思えます。それに加えて機構で独自にこのテーマを、まさに国家戦略としての労働政策について「さすが機構の研究発表だ」と言われるようなものも、いろいろな研究の中で何点かはしっかりやっていただくことが大事ではないかと思っていますので、感想として申し上げます。

○小野寺座長

ありがとうございました。よろしいですか。

○労働政策研究・研修機構理事長

付け加えますが、私どもがお手伝いしている中で、基準局がやっている有期労働契約研究会というのがあります。そこに私どもの研究員が何度も出向いて発表し、派遣労働に関することもお話をしましたし、調査についてもそのご意向を受けていろいろ動いてきているという経緯もあります。

○小野寺座長

理事長、いろいろおっしゃりたいことはあろうと思いますが、少なくとも私ども、あるいは政務三役から、いま繰り返しません、あのような形のいろいろな批判、あるいは鋭い問題提起、もっと言えば、熱い要望も含めて出されていることについて、十分受け止めた上で、そのような批判や問題提起がクリアしているのであれば、是非日常的にそれを省、あるいは国民に対してもアピールをなさって、自分たちの存在意義を高め、国民的な評価を受ける、認識を受けるようにご努力なさったらいかがでしょうか。ここであれこれと弁明なさる必要はないのではないかと思います。一言申し上げます。

○労働政策研究・研修機構理事長

結構でございますが、私どもは弁明したというよりも、既にお手伝いをいろいろしてきておりますということを申し上げたまでです。

○小野寺座長

それでは、時間もだいぶ超過いたしましたし、次のテーマもありますので、とりあえず第1の本件については、ここで終了いたします。皆さん、ありがとうございました。

（対象法人入替）

○小野寺座長

次に、独立行政法人福祉医療機構の事業仕分けに移りたいと思います。まず、省内事業仕分け室からのご説明をお願いいたします。

○総括審議官

「独立行政法人福祉医療機構について」という、資料 1 をご覧いただきたいと思いません。1 頁の、法人の概要をご覧いただきます。法人の規模につきましては役員が 6 名、職員が 257 名という組織です。ここは融資等を行っている関係で、事業費ベースで 6,409 億円という規模です。また、財投融資分を含めての数字ですが、国からの財政支出は 2,466 億円です。行っている主な事業としては、まず福祉・医療機関への貸付、あるいは、それに関わっての福祉・医療経営の支援事業です。事業規模が 3,122 億円、貸付規模です。このうち国からの財政支出は 2,162 億円ですが、運営費交付金、あるいは利子補給金として提供しているのが 79 億円、それから、財投融資の資金として入れているものが 2,083 億円です。

2 つ目の事業として、年金担保貸付、あるいは労災年金担保貸付ですが、これは年金受給者の方に年金を担保として貸し付ける事業で、事業規模が 1,952 億円です。これについてはすべて利鞘で運営していますので、国からの財政支出はありません。

3 つ目が福祉保健医療情報サービスとありますが、これは WAMNET といって、インターネット上で情報提供をする事業でして、事業費 7 億円のうち国からの財政支出が 6 億円です。

4 つ目が退職手当共済事業等です。これは社会福祉法人の職員について退職手当の共済を行っているものですが、賦課方式で行っている共済事業です。事業規模は 1,253 億円ですが、国からの財政支出が 262 億円、このうち給付費の補助金、これは退職手当給付のうちの 3 分の 1 が国からの補助金となっていて、この分が 256 億円あります。運営費交付金として、事務費として入っているものはこの差額の 6 億円です。

組織体制については右側にありますが、本部が 10 部 28 課 2 室の体制で 230 人、大阪支店が 4 課で 27 人ですが、このうち管理部門については、本部が 4 部 8 課 1 室で 74 人、大阪支店は 1 課で 3 人、こういう状況です。よろしく願いいたします。

○小野寺座長

ありがとうございました。引き続き、法人・所管部局側から福祉医療機構の事務・事業の概要を説明していただくとともに、当該法人の改革案のご提示をお願いしたいと思います。ポイントを絞って、13 分以内で簡潔なご説明をお願いいたします。また、手元の資料について説明していただく場合には、どの資料かご指摘をお願いします。なお、制限時間になる 1 分前にチャイムを鳴らしますので、ご留意ください。それではよろしく願いいたします。

○福祉医療機構理事長

福祉医療機構の長野と申します。事業の概要及び改革案について、私から説明します。

まず、資料 1 の 2 頁、福祉医療機構の概要です。福祉医療機構におきましては、福祉・医療に関する多様な事業を一体的に実施することにより、地域の福祉・医療の向上を目指して民間活動を支援しています。少子高齢化が進む中で、要介護の認定を受けている方が全国で 469 万人います。その中で、特別養護老人ホームには入所希望の待機者が

42 万人います。多くの待機者のニーズに応えるのが、長期・固定・低利の福祉貸付で、地域の福祉施設の促進を支えています。平成 20 年度の貸付実績は 652 件、1,033 億円で、残高では約 1 兆 3,800 億円となっています。

福祉施設では人員の確保と人材の定着が重大な課題として、退職手当共済による退職金制度を推進することにより、処遇の改善、人材の確保を支援しています。施設を運営する社会福祉法人の約 9 割、1 万 5,000 法人がこの制度に加入して、現在、加入職員数は 67 万人に及んでいます。地域の病院は、全国に約 8,800、ベッド数 160 万床です。また、在宅期前提の介護老人保健施設が全国で 3,500 施設、定員で 32 万人あります。施設の開設にあたりまして、多額の資金が必要で、できるだけ調達コストを低く抑えたいというニーズに応えるべく、医療貸付で長期・固定・低利の資金を融資しています。平成 20 年度の貸付実績は 280 件、542 億円です。残高では約 1 兆 8,600 億円となっています。平成 21 年度では 846 件、860 億円と、大幅に融資を伸ばしています。

なお、福祉と医療で、貸付残高がある法人は約 1 万 2,000 法人です。昨年度まで診療報酬のマイナス改定が続いて、融資実績は今まで減少傾向にありましたが、今後は少子高齢社会の中、建て替えを含めて需要は拡大していくと見込んでいます。市町村が設置する地域包括支援センターでは、主任ケアマネージャーが高齢者との相談・支援を行っています。全国のケアマネージャーの約 8 割が私たちの WAMNET を活用して、利用者ニーズに合う介護施設の検索などに使っています。事業者からは空き情報も入力されています。こうしてできた、地域の施設を安定的に運営できるように、経営診断やセミナーを実施しています。機構で作成する各法人の決算情報を基にして経営分析参考指標を作っていますが、これは施設経営者にとってのベンチマークとなっています。一方、地域における福祉や医療の向上のためには NPO 法人などの協力が欠かせない状況にあります。NPO 法人等が実施する福祉活動に対して、毎年 30 億円程度の助成をしています。地域の個人を支援する事業としては、障害のある方が安心した生活を送ることができるように、一生涯の年金を支給する心身障害者扶養保険事業も実施しています。また、年金を受給している方に対して、医療費など一時的に必要な資金を融資する、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業がありまして、現在、約 34 万人の高齢者の生活を支援しています。当機構では、福祉・医療に関わる総合サービス機関として、福祉施設、病院施設を造れば終わりということではなくて、そこで働く人材づくりを支援して、施設経営のノウハウを蓄積できるようにお手伝いしています。このように、地域における福祉と医療の向上を支援しているわけです。言い換えますと、ワンストップで地域の社会福祉法人、あるいは医療法人などに福祉貸付、医療貸付、退職手当、さらに経営支援と、一体的な支援を進めています。

資料 1、3 頁の中ほどをご覧ください。長期・固定・低利の融資に際しては、機構としては、財務状況から償還の確実性を判断することに加えて、長年培ってきたノウハウとデータを活用して、専門的立場から、地域の福祉と医療機能の底上げにつながるサービスの質が確保されているかどうか、あるいは、政策上の必要性も含めて審査をしているところです。資料 1 の 4 頁は時間の関係で説明を省略して、この後、改革案で触れることといたします。

資料 2 の 1 頁をご覧ください。改革案として、ヒト、モノ、カネ、その他の 4 項目を

挙げましたが、ポイントのみ説明いたします。1の組織のスリム化です。まず、点線で囲まれている、国家公務員OB関連については、もう2年前の話ですが、私が理事長に就任する前は、理事長以下役員7名中4名が公務員OBでした。昨年度は2名を民間人に、この4月には役員数を1名減の6名にするとともに、公務員OBをゼロとしています。現在、職員OBは4名いますが、平成22～24年度にかけて定年を迎えるので、その時点で解消といたします。

2の余剰資産などの売却ですが、簿価額で8億9,800万円です。3の国からの財政支出の削減は、人件費等の削減に加えまして、WAMNETを廃止した場合は5億8,300万円、WAMNETを見直した場合には1億5,300万円の削減となります。全体での削減額合計は、WAMNETをどの案にするかによりますが、余剰資産の売却と国からの財政支出の削減の合計で10億5,100万円、または14億8,100万円の削減効果が見込まれます。

資料2の2頁をご覧ください。1つ目の○は、管理部門の再編です。平成23年度に管理部門の4部を再編して、総務企画部と経理部の2部にする予定です。私は、この再編を通して、お客さま目線に立ち、経営資源を管理部門から現業部門へとシフトするべきと考えます。当面、管理職の部長ポスト2名、課長ポスト1名の削減を予定し、3,500万円の削減を見込んでいます。

2つ目の○は、大阪支店です。私は、自分の経営の物差しはお客さま目線で判断することにあります。大阪支店には貸付全体の約4割の利用者がいます。この利用者の利便性を考えると、私自身にとっては苦渋の選択です。厚生労働省からの要請もありまして、費用削減効果の検証を行い、結論を出します。この4月から実施のした理事長報酬の5%強の削減ですが、職員のラスパイレス100に向けた対応にあたって、私のメッセージということです。

資料2の3頁をご覧ください。余剰資産などの売却です。ここでは職員宿舎26戸と公庫総合運動場について、今年度中を目途に売却手続きをする予定です。現在の簿価額は両方で8億9,800万円となっています。残りの72戸の宿舎についても、平成24年度末を目途に売却をしたいと私は考えています。

資料2の4頁をご覧ください。国からの財政支出の削減について、具体的な見直しの内容を説明いたします。1つ目の○は、WAMNETです。この事業は、資料1の4頁の上にありますように、介護等の事業者情報の利用者への提供、あるいは、病院、福祉施設の検索、行政情報の提供、さらには研究者等へのデータの提供等を行うものです。今後の対応については、国の事業として実施すべきではというご指摘を受け、A、B、Cの3案を作りました。

資料2の5頁をご覧ください。右側のC欄ですが、現行の内容で継続することを前提にして、効率化で1億円の削減を図る案です。B案は、行政の資料については厚生労働省のホームページで対応する案です。平成23年度の削減は1億円ですが、平成24年度には3億円の削減が見込まれます。左のA案は、いま説明したB案に加えて、機構としては、日々更新される医療機関、介護事業者情報の利用の仕組みを停止しまして、この分を厚生労働省のホームページで対応する案です。この場合は、厚生労働省として、新たに開発の経費が発生する可能性があります。機構としては5億3,000万円の削減です。7億円すべてが削減とならないのは、現在このネットを活用している電子届出システム

等を分離するために、別途開発経費が1億7,000万円かかることによります。

以上、3案についてご説明いたしました。WAMNET事業については今後、さらに厚生労働省と意見交換をした上で、平成23年度以降、これに関わる国費を削減していきたいと思っております。

資料2の4頁に戻ります。2つ目の○、年金担保貸付事業ですが、事業の内容については資料1の4頁に記載しています。国及び機構では、年金担保貸付等と生活保護を繰り返すリピーターの防止策について必要な対策を講ずるとともに、廃止する場合の影響等を把握するための実態調査を行い、今後の事業について存廃を含めてそのあり方を検討し、必要な対策を講じます。その他、改革事項ですが、以上の改革に加えて、利用者サービスの向上の観点から、福祉・医療貸付事業について、審査期間の短縮、書類の簡素化に対応いたします。私も、2年前に民間企業から理事長に就任したときに、いちばん先に感じたことは、機構にはお客さま目線が不足しているということでした。早速に職員と議論して、お客さま目線に立った経営理念として、「民間活動応援宣言」を作成しました。お手元にリーフレットがありますので、ご参照ください。

地域の福祉と医療の向上を目指して、民間事業者を支援している機構の役割は今後ますます重要になると考えます。いちばん下に記載してある、今後の目標の達成に向けて、成果が国民の皆様にかかる具体的な指標を作成の上、役職員一同さらに努力していく決意ですので、よろしくお願いたします。以上です。

○小野寺座長

ありがとうございました。それでは、省内事業仕分け室のほうから、議論の参考として、福祉・医療機構の事務・事業の論点等についてご提示をお願いしたいと思います。

○総括審議官

「独立行政法人福祉医療機構の論点等について」、という資料3をご覧ください。まず、大きな論点として3つ提示しています。1つは、福祉貸付、医療貸付につきまして、日本政策金融公庫に統合・移管できないかということです。日本政策金融公庫につきましては、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、それから、国際協力銀行が統合されてできた特別法に基づく株式会社である公庫ですが、いま申し上げたような、公庫等が行っていた事業は既にここに引き継がれています。この資料の後ろから2枚目に、「福祉医療機構と日本政策金融公庫の事業との比較」が書いてあります。福祉医療機構の貸付について、4段目の利率等は比較的lowめですし、償還期間等も最大25年と長めです。日本政策金融公庫のうち、国民生活事業や中小企業事業については、これに比べれば利率がやや高め、償還期間は短めですが、いちばん右側にある農林水産事業と比べると、利率もほぼ似たようなものですし、償還期間も25年と同程度です。こういう状況の中で、福祉・医療の貸付をこの機構が続けて行うのが適当か、あるいは、日本政策金融公庫に統合できるかが大きな議論の1つだと思います。

2つ目は、年金担保融資です。これについては、年金を担保にして貸付を行っているわけですが、返済の際に年金を使うわけですから。そのために、生活ができなくなって生活保護に陥るといった事例もあるわけですから。参考の所に書いてありますが、年金担保貸付を

受けた方のうち、約 5,000 人、2.3%の方は生活が苦しくなって生活保護になっている、という状況もあります。こういう中で、この制度の廃止なり、更なる見直しを行う必要があるのではないか、というのが 2 つ目です。

3 つ目は WAMNET です。先ほど 3 つの案が示されました。これについて、廃止または更なる見直しというか、3 案のうちどれが適当かをご議論いただきたいと思います。ちなみに、真ん中の B 案については国で行政情報を提供することですが、この場合には国のサーバーの中で行政情報をもともと提供しているものをやや充実するという事ですので、国がかかる経費はそれほどではないと考えます。ただ、こうやって医療・福祉機関の様々なリアルタイムの情報を提供するとなると、いま国ではそういう情報の収集等を行っていませんので、そうなった場合には相当程度の費用がかかると考えています。まだ国としての試算をしていませんし、あるいは、国がやるのが適当なのか、都道府県がやるのが適当なのか、誰が提供するかという議論も、含めて行う必要があるのではないかと考えます。

2 頁目以降は細かな論点です。全法人共通事項としては、先ほどお話がありました、2 つ目にある体制について、管理部門の 4 部を 2 部にすると。ただ、職員数等はまだ示していないわけですが、この辺がどうかということです。ラスパイレス指数も 104.5 と比較的高めですが、これについてどうなっているか等が議論の対象になると思います。福祉・医療貸付等は大きな論点でお話したとおりです。年金担保貸付もいまお話したようなことです。WAMNET も論点でお示したとおりでして、経費はそこに書いてあるように、業務経費のほか、一般管理費、人件費がかかっています。

最後に、退職手当共済ですが、これについても、最初に申しあげましたように、給付費の補助金として国から 256 億円が出ていると、こういう制度ですが、制度そのものについてのご議論があればお願いしたいと思います。以上でございます。

○小野寺座長

議論に移ります。仕分け人の方々からは先ほどと同様、質問、議論をお願いしたいと思いますし、厚労省の政務三役の方々にも議論に参加をお願いしたいと思います。時間は 30 分を目安に進めますので、是非ともご協力をお願いいたします。その 1 分前にチャイムを鳴らします。その後延々と続くということになると困りますので、是非ともご協力をお願いしたいと思います。それでは仕分け人の方々から、どうぞ。

○赤沼仕分け人

赤沼です。先ほどはあまり質問ができなかったもので、何点か教えていただきたいのです。まず簡単な話で、大阪支店については廃止することが決定されたということでしょうか。資料を見る限りでは、これから検討するような含みもあるように見受けられましたので、その点が 1 つです。

それから、福祉・医療貸付ですが、日本政策金融公庫が行うことと、こちらの機構で行うこととの違い、どれだけの独自性があるのかです。

最後に年金担保融資についてです。本来、年金というのは日々の生活を賄うための資金であるわけで、それを担保にして貸付に回すということは、趣旨が異なるのではない

ですか。また、現在は生活福祉資金貸付制度を社協がやっていますが、役割はそちらで十分賄えるわけですから機構でこれを残す必要はないのではないかと思いますので、その辺りもお願いしたいと思います。

○福祉医療機構理事長

第 1 の大阪支店のことですが、まだ決めておりません。廃止した場合にどういう削減効果があるかということの数字を 4 月中に出して、上半期中に厚生労働省と相談して決定する予定です。

第 2 の質問は、福祉貸付について日本政策金融公庫との違いということによろしいでしょうか。日本政策金融公庫との違いの 1 つは、専門性だと思うのです。先ほどの農林のような話も部分的にはありますが、一般的には中小企業の企業を対象にして業種を絞っておりません。私どもは社会福祉法人あるいは医療法人ということで業種を絞っております。それから、日本政策金融公庫のほうは運転資金が中心で、5~7 年という期間のものが多く考えておりますが、私どもは施設の整備が中心で、20 年です。あと、私どもは東京と大阪、2 店で集中してやっておりますが、日本政策金融公庫の場合には 151 支店で全国展開をしている。もちろん、私どもも対象は全国であります。効率面を重視して年間 1,500 件程度の件数ですので、支店でやるよりも本部 2 店でやったほうがよろしい、そのほうが効率的だと考えております。

あとは融資のときの判断であります。ここで違うところは、日本政策金融公庫のほうは主として財務面から、つまり償還の可能性ということを中心に見ていると思うのですが、私どもは、それに加えて専門性ということで見えております。この専門性については 2 つほどあるのです。1 つは、私どもは 50 年にわたって培ったデータを持っております。あるいは毎年の決算評価のデータで決算以外の機能のデータも集めております。例えば、入所者 1 人当たり、1 日当たりの収益がどのくらいであるか等、施設の経営者から見てベンチマークになるような数表を設けておまして、この辺は専門性という意味で我々は自負しているところであります。

もう一度申し上げますと、融資の対象業種が福祉というように限られている。先方は業種を限定していないということ。それから、主に向こうは 5~7 年の運転資金、私どもは 20 年の設備資金。そして、融資の判断に当たっての我々の専門性。このようなところが違うところだと私は理解しております。

年金担保は、もともと昭和 50 年に資料 1 の 4 頁にもありましたが、年金の受給者に一時的に資金需要が発生したときに高利の借入に走らないように、また、一般の金融では、高齢者の場合には借入を受けられないようなことがありますので、そこを生活困窮に陥らないようにということで設けられた制度でありまして、利用者はいま約 34 万人ほどいるわけです。生活福祉資金、これは社会福祉協議会でやっている資金ですが、そちらのほうは対象が違っております。向こうは低所得者で、障害、あるいは介護を要するような人を対象にしているわけですが、私どもの年金担保貸付は、年金受給者を広く取り上げていますので、対象が違うと私は理解しております。

○住田仕分け人

住田光生です。いまの質問と重複するかもしれませんが、この機構は大変に大規模な機構ですね。機構を評価する、仕分けする 1 つに、機構の運営の効率化とか、いまの財務の健全性とかというのは非常に大きなポイントになるのではないかと思うのです。残念ながら、今日のプレゼンテーションの中には財務の情報というのは全然ありませんので、私どもは皆目わからないのです。かい摘んで財務状況、経営状況についてお話したのと同時に、例えばいまのお話のように、貸付がほとんどですから、与信管理とか、そういうものについてお話をいただければと思います。

○福祉医療機構理事長

担当の部長から説明いたします。

○福祉医療機構企画指導部長

企画指導部長の長門です。私から説明いたします。今日ここに財務諸表をお配りして、それを見ていただければ分かっていたかと思うのですが、ご指摘のとおり、非常に規模の大きい法人になります。私どもの貸借対照表で全体の数字をご説明しますと、資産の合計が 6 兆 5,353 億円ございます。これに対して、負債が 3 兆 4,447 億円ございます。その差額としての純資産は 3 兆 905 億円になります。そういう形で、見かけ上私どもの法人は非常に大きな資産があるように見えますが、実際の資産の内訳について、本日は時間の関係で説明できませんでしたが、年金福祉事業団及び年金資金運用基金が行ってありました年金被保険者に対する住宅ローンの貸付金について、貸付事業は終わったのですが、貸付金の回収だけ残っております。その債権管理と回収業務を行ってまして、その資産額が 2 兆 8,107 億円ございます。

それから、昨年 11 月の行政刷新会議の事業仕分けで国庫に今年度中に返還することが決まっている「長寿・子育て・障害者基金」への出資金、NPO 等の活動を国からの出資金の運用益で助成する事業の出資金が約 2,800 億円ございました。実際には約 3 兆円の資産は、年金被保険者の方への住宅ローンの貸付金であり、その回収金は毎年 7 月に国庫に返すことが法律に定められておりますが、住宅ローンの貸付金約 2 兆 8,000 億円と、国庫に返す NPO 支援のための出資金、それがほとんどの内容ですので、実態的にはほぼプラマイゼロの運営がされております。

○渡辺仕分け人

渡辺です。先ほどの資料の中にも「お客様の満足のために」という言葉がありましたので、私はちょっと視点を変えて伺います。ここで言うお客様というのは、最終的にはエンドユーザーである利用者の方々になると思いますが、なるべく利用者サイドに立ってお話したいと思います。

私自身、地域の障害者のお母さんたちが一生懸命寄付金を集められて社会福祉法人を立ち上げられたとき、その当時の社会福祉医療事業団には貸付で随分お世話になったこともあります。その後 NPO の活動に参画していく中で言うと、もう予算事業に変わってしまいましたが、社会福祉振興事業、これは先駆的な NPO にかなりバックアップして下さっていましたので、WAMNET そのものの社会的な意義というのは今までもしっかりあ

ったと思っけていまして、そういう意味では一定の評価を私はしています。

その上でお話をさせていただくのですが、まず1つは、WAMNETについてはかなり慎重にお考えいただきたいと思ひます。何かと申うと、当然国の社会福祉のあらゆる分野、先ほどから高齢者の話が多いのですが、高齢者だけでなく、児童、障害児、障害者全部を含めて、あらゆる施設サービス、それから在宅のサービスの中に国の補助が入ったり税金が投入されているわけです。例えば私がどこに住んでいても、福祉サービスは一体何が使えるのだ、どういうものが使えるのだという情報は、国民に対して公平に、きちんと開示されているべきだと思ひます。その説明責任というものがあると思ひています。その説明責任というのは本来は国が担うべきだと思ひています。それを厚労省に回せばいいかと言うとそうではない。1つお尋ねしたかったことは、保育所だけでも全国に2万3,000以上あります。そこに介護の事業所、障害児支援の事業所が入ってくる。いろいろな事業所とか施設関係を入れると、ものすごく膨大な数になるわけです。こういう情報は毎年更新もしていかななくてはいけないわけですが、これはどうやって収集されていますか。

○福祉医療機構理事長

更新情報をどういふふうに入集するかということですか。

○渡辺仕分け人

それもそうですし、もちろん新しく立ち上がってきているものもあるでしょう。介護も、障害者のこと、自立支援法の部分などでもかなり動いていると思ひのですが、そういうサービスはどうやって収集しているのでしょうか。厚労省が100%提供しているのですか。

○福祉医療機構理事長

担当の理事から説明いたします。

○福祉医療機構理事

理事の瀬上と申します。ただいまのご質問、WAMNETの情報収集について、一部の情報は国、都道府県からいただいておりますが、それぞれの事業者ごとに双方向性の情報入力を許すシステムとしておりますために、各事業者が日々情報を更新し、それぞれの利用できるサービス、例えばデイサービスの空きの数ですとか、そういうものを日々やっております。

○渡辺仕分け人

それは何度も使ったことがあるので分かります。しかし、それは双方向型ですから、事業者側がデータを入れてこなければ分らないということ。いろいろ見ていると、都道府県だとか地域によって、バーンと確実に出てくる所もあれば、出てこない所もあったりして非常に使い勝手の悪い部分があると思ひのです。ただ、2億件。考えたら、それでも1日に60万件ぐらひのアクセスがあるのかなと考えていたのです。それは、利

用者の方々がこのサービスを、特に措置から契約利用に移行する中で、市町村、それから圏域を越えたサービスの情報が必要とされているから、利用者の方々もかなり使っている。ケアマネだけではなくて、障害児関係、障害者関係の相談支援事業所なども、こういう情報をかなり日常的に、利用者の方々にサービスの情報を伝えるために使われていると思うので、そういう意味ではすごく意味はあると思うのですが、私が言いたいのは何かというと、今日は厚労省の方もいらっしゃるからあれなのですけれども、国費が入って行われている事業については、本来は厚労省側のほうが一元的に情報を持っている。つまり、部局ごとがばらばらに持っているのではなくて、本当は厚労省側が一元的に情報を持っている。国の社会保障とか福祉関係の予算で、それぞれの分野にどういう事業所があって、どういう施設があってというのを情報として一元的に分かっていたとするならば、WAM のほうはそれを入力するだけで済むことになりませんか。それが 1 つ聞きたかったのですが、どうですか。

○小野寺座長

ご見解をどうぞ。

○福祉医療機構理事

事業者がそれぞれの立場で入力できる、そういうシステムにしておくことが、これを活かしたシステムにすることだと考えております。

○渡辺仕分け人

それは否定はしておりません。私が申し上げたいのは、ここに厚労省の担当者の方がいらっしゃいますが、例えば交付金事業などがここに入ってくると、国ですらも、実はどこにどういうふうにお金を分配しているかというのが分かっていなくて、都道府県だとか市町村しか知らない。そういう情報を全部吸い上げて国のほうで一元的に、お金がどこの事業所にどう分配されているかという情報をきちんと知っていれば、入力のコスト、つまり WAM のほうでやる仕事のコストは随分カットできるのではないかと思うのですが。

○小野寺座長

渡辺先生のご意見は厚労省に向けられた問題提起でもあろうかと思うのですが、独法として答えられる限度で、どうぞ。

○福祉医療機構理事長

そこについて私どもは、国で行うべきことは何か、あるいは独立行政法人として行うべきことは何かということ、今後詰めていく予定でおります。

○渡辺仕分け人

これは昨年の事業仕分けの影響かどうか分からないのですが、例えば子ども未来財団が持っていた「i子育てネット」というインターネットのホームページは 3 月 31 日で閉

鎖されているわけです。いまの状況の中で言うと、これだけで病児保育、病後児保育、ここら辺のサービスの情報は全部わからなくなっているのです。子育てをしているお母さんたちがいちばん欲しい情報は何かと言ったら、保育所がどこにあるかということだけでなく、そこが延長保育をやっているか、病児保育をやっているか、病後児保育をやっているかなのです。だけれども、それは市町村によって情報の開示の程度も違うし、情報開示の仕方も違うということもあるものですから、そういう意味では、国が一元的にこういうホームページを持っていることにはすごく意義があると思うのです。私は別に事業をカットしろと言っているわけではなくて、厚労省の役割との関係の中で、もっとうまく運営の仕方があるかと思うのです。

○福祉医療機構理事長

わかりました。私自身は、国で行うにしろ、独立行政法人で行うにしろ、一元的に行えればいいのではないかと考えております。

○渡辺仕分け人

もう 1 つだけ伺います。それは先ほどの社会福祉法人への資金の貸付なのです。資金の貸付というのはすごく大事な事業だと思っているのです。つまり、大規模な法人だけではなくて、中には当事者が立ち上げた社会福祉法人だとか、障害児の親御さんだとか保護者がみんな、3,000 万円ぐらいまで集めたけれど、あとは無理とかというところで WAM が貸し付けている部分があって、それはすごく大事だとは思っているのです。一方で、これも厚労省との絡みでものを申し上げて申し訳ないのですが。今は少し緩和されましたが、それでも社会福祉法人を立ち上げようと思ったら、施設と土地は自己所有、もしくは公共からの借用でなければ無理だと、こういう条件が付いている。いまで言うと、例えば大きな箱もの施設を作ろうと思ったら、簡単に何億いってしまうという中で、貸付に頼らざるを得ないですね。資産を持っている方はいいけれど、資産を持っていらっしやらない方々が何かをしようと思ったら、WAM の力というのはすごく大きいと思うのです。逆に、いまの社会福祉法人の規定とか何か、つまり設立要件だとかというのは、もっと市民の人たちに身近なように下げていくことによって、貸付そのものを抑えていくことはできるのではないかと考えるのです。それについてはどのようにお考えでしょうか。

○福祉医療機構理事長

これについては厚生労働省にお願いします。

○社会・援護局長

入所型の施設等を考えていただければ、それを自己所有でないという形で安定的に運用できるかどうかといった問題がございます。

○渡辺仕分け人

入所型施設のみではありませんが。

○社会・援護局長

例えばです。したがってその都度、施設の態様等によってある程度条件を緩めて、例えば保育所であれば、自治体から土地を借りるような形でもいいという形でさまざまな見直しを行ってきたわけです。また、今後ともそうしてまいりたいと思いますけれども、やはりコアとして、例えば入所施設であるならば自己所有は原則。利用者の立場に立てば、そこはなかなか変え難いところかなと思っております。

○小野寺座長

ほかの方、お願いいたします。

○河北仕分け人

河北でございます。いくつか伺いたいのですが、先ほどの WAMNET というのは、医療・保健・福祉情報を一元管理できている、ほぼ唯一に近いものであるかどうかということが 1 つです。非常に価値の高いものだろうと思っております。

それから融資です。民間の金融機関との関係、これは競合すること、それから組合せをうまく行っていけば非常にいい融資制度であると思っておりますが、今後日本政策金融公庫と一緒になるかどうかという議論がある中で、一緒になるかというところの違いをもう一度お聞かせいただきたい。どうすれば一緒にならないで済むかという意義があるかどうかです。例えば平時と有事の時とは融資の制度、政策金融というのは違うのだろうと思っております。機動性があるかどうか、それは専門性が高くなければできないということですから、その違いというのをもう少し明確にご説明いただきたいということが 1 つです。

それから、せっかく種々の経営情報が集まっている。日常的に経営情報があるわけですから、これをデータセンター化して将来の政策につなげていくようなことを考えていらっしゃるのかどうか。例えば、日本の病院の開設主体は 20 数種類あると昔から言われていますが、せっかく数年前に社会医療法人という非常に高度な制度が出来たわけですから、そういうものを支援していくような考えがあるのかどうかということが 1 つです。

最後は、退職手当共済事業というものが社会福祉法人に対して備わったようですが、措置の時代と介護保険が導入されてからの違いというのがあるのかどうかです。

○福祉医療機構理事長

最初の、一元化されているネットとして WAM が日本で有数のものかどうかなのですが、私自身は、一元化されてこれだけの情報が入っているというのは WAMNET をおいて無いのではないかと感じております。余談ですが、私がここに 2 年前に来るときに、福祉医療機構という名前は元の会社ではよくわかっていなかったのですが、「WAMNET」というのは「ああ、あの WAM か」ということで、職員はよく知っておりました。

2 番目は、民間との違いです。私どもは民間の金融機関とライバル関係ということではなくて、補完関係にあると私はいま理解しております。いちばん違うところは、私どもは長期・固定・低利の公的資金を導入していることです。民間の金融機関は預金か

らの調達ですから長期・固定・低利ではないということです。あとは融資の基準が、民間では償還の確実性ということで財務状況を中心に見るわけですが、私どもは専門的な知見ということであります。例えば医療貸付であれば、この病院を建てることによって、その地域の医療がどう変わるのか、あるいは地域の医療の質を高めるようなサービスがあるのかどうかというようなところから融資を見ていくわけですが、それから先ほど申し上げた、機能面のデータを持つということ。それに加えて、この専門性の中には政策上の必要性ということがあろうかと思えます。

3番目の有事の時の政策金融について説明いたします。有事というのは、例えば大災害が発生し、災害救助法が適用だというようなこともありましようし、インフルエンザが流行した時のどうするのか。あるいは一昨年以来のリーマン・ショックのときに、病院の経営はなかなか厳しいという中で対応をどうするかということで、私どもは経営安定化資金の供給をそこで実施したわけですが、いま国の政策を実施するのに、私どもは最適の機関であると認識しております。

経営分析等の情報をどのように政策提言につなげていくのかということですが、例えば診療報酬の改定のときに、私どもが利用している病院の情報はこうなっているというようなデータをそこに間に合うような形で提供できればよいのではないかと考えています。しかし、現実にはまだ対応できていないところです。

5番目は退職手当共済についてです。社会福祉法人の職員が今60何万人かここに加入しているわけですが、この退職金は、ざっくり言うと国と県と法人とが3分の1ずつ負担をしているわけですが、介護保険の中の職員については国の補助の対象外になっておりますので、そこは法人が全額自分で負担するということです。この退職手当共済事業も、私もかなり社会福祉法人を訪問させていただいておりますが、職員からは、これがあるので助かるという声を聞くこともしばしばあります。

○福祉医療機構理事

ちょっと補足いたします。ご質問の中に社会医療法人支援というご指摘がございましたが、昨年4月の段階で、私どもは社会医療法人に対しての貸付に関して、保証人、個人保証を取るのをやめることといたしました。これにより、社会医療法人の借入をしやすくするという対応をとりました。今後も、政策的なニーズの高い位置づけとして社会医療法人が出来、その方向性が強まっていくのにしたがって、私どももいろいろな形での支援、例えば利率の低減等の方法論をとることは可能と考えております。

データベースを作ることについてのご指摘もございましたが、既に私どもとしてデータベースを作っております。しかし、これの活用に関しては、個人情報保護の関係で、法人それぞれのデータの活用について了解が得られれば、積極的にこういうデータと医療の質のデータとをつなぎ合わせて、日本の医療の方向性に関する重要な情報を出していけるものと考えております。特に先ほどのWAMNETの双方向性のシステムを活用できれば、こうしたものがより機動的に対応できるということですが、それは今後ご検討いただくことかと思えます。

○菊池仕分け人

菊池です。3点お伺いします。1点目は先ほどの最後の質問に関わりますが、退職手当共済についてです。これは福祉法人職員の方にとって大変重要な意味を持っている制度だと私も理解しています。聞くところによると、これは賦課方式で運営されていると伺っているのですが、そうだとすると、将来的な収支見通しはどのようなか、将来的な懸念はないのかということをお伺いしたいと思います。

2つ目は経営支援についてです。資料1の2枚目に、経営診断とセミナーについて、満足度は71.6ポイントとあります。私は、これは決して高い数字ではない、WAMNETが9割を超えているのに比べて、決して高くないと思います。全国団体等も含めて、いろいろな所で、セミナーですとか経営に関わる催しをやっていると思うのです。その中で、なぜここで経営支援というものをやらなければいけないのか、あるいは、やる意義があるのか。情報を持っているからうちがやれますよというのは分かりますが、この満足度でも分かるように、自分たちにしかできないという売りといいますか、そこは何なのか、差別化がどうできるのかを伺いたいです。

最後に、これは教えていただきたいのですが、福祉貸付と医療貸付は中身が違うと思うのです。福祉貸付については、施設整備費の自己資金分4分の1ですか、そこについて立上げのときに融資を受けるといったものが多いのではないかとと思うのですが、立上げのときには都道府県等の指定というものが前提になってきます。そうしないと事業はできないわけです。貸付の判断、融資の判断はそれとは全く関係なく行われているのか、あるいは指定権限を持つ自治体との関係、そこでの判断が何某かの関連性を持っているのかどうか。それが貸付・融資に係るこちらの専門性というものに関わると思うので、そこを教えていただきたいと思います。

○小野寺座長

よろしく、どうぞ。

○福祉医療機構理事長

お答えします。退職手当の重要性については理解するが、賦課方式というのが今後どのようなかということについては、これは賦課方式ですので、当年度の退職予定者数を見込んで、その分を三者で割るということです。賦課方式を積立方式に変えるということになると、1兆円ぐらいのお金がかかるとかということはありませんが、賦課方式でいる限りはできると思います。ただ、国の補助を廃止することになりますと、今度は社会福祉法人自身の中で行うわけですから、そうなると、この事業をどうするかという問題は起こると思います。

○社会・援護局長

補足します。前回改正いたしまして、5年ごとに財政をきちんと検証するというところに、この退職手当制度もなっております、来年がその時期でございます。まだまだ改正後の動向等十分数字が集まっておりませんので方向はこの場では申し上げられませんが、時期が来ましたら財政検証するわけです。

ただ、良いことか悪いことかは別にして、皆さんの平均在職期間は10年にもいかない、

退職金は 100 万円にもいかないような水準ですから、公的年金制度のような形での大きな話ではないのではないかと考えております。

○福祉医療機構理事長

2 番目の経営セミナーです。70%という数字をどう見るかというのはあるわけです。私どもも満足度というものをいつもチェックしながら、次回にはどういうことをやろうかということで検討していますが、この仕分けに先立って、プロジェクトチームでセミナーの受講者にいろいろ話を聞かれたことがあります。利用者の 1 人は長崎から来られる、あるいは大阪から東京に来られる。自費で旅費を払ってでも、このセミナーは聞く価値があるのだということをおっしゃっておられました。その中の売りとしては、全国の社会福祉法人、医療法人、私どもの貸付先は約 1 万 2,000 法人あるわけですが、日常の中で経営に長けている人、いろいろと特徴のある経営の状況が分かっておりますので、そういう方たちに講師として登場していただくということで、いろいろな経営者から、私どものセミナーによってしっかりした講演が聞けて自分の経営にとって参考になる、ということ聞いています。それにしても、まだまだ改良の余地はあるのではないかと考えています。

○小野寺座長

すみません、簡潔にお願いします。

○福祉医療機構理事長

福祉貸付のときの自治体との関係ですが、自治体の認可の状況については、私どももそれを確認した上で行っております。場合によっては、私どもが問題点を示して、こうなのだけれどと自治体に投げ返し、いろいろ協議をするということもございます。

○小野寺座長

どうしても、ここはということがございますか。

○住田仕分け人

住田光生です。先ほど聞いたとき、あなたは資産のことしかおっしゃらなかったけれど、このビジネスは大変大きなビジネスで、デフォルトも含めた収支のマイナスは相当あるのではないですか。相当回収に困っているのではないですか。

○福祉医療機構企画指導部長

先ほどは時間の関係で貸借対照表だけ申し上げましたが、リスク管理債権、民間機関の場合はいわゆる不良債権と言われますが、これについては私どもの場合には 3 カ月、6 カ月の返済延滞が起きているもの、それから条件緩和しているもの、それに本当の破綻債権、それらを含めまして、リスク管理債権の比率は 20 年度末で 2.97 です。これは私どもが先ほどからご説明している専門性を活かして、事業の健全性を見ながら融資していること、それから関係者のご協力もあって、他の業種等に比べると、かなりその比率

は低いほうだと思っております。

○厚生労働大臣政務官（山井）

改革案の最終頁、「WAMNET 事業の改革の方向性」なのですが、WAMNET の行政情報、医療情報、介護事業所情報を厚生労働省のホームページに掲載すれば 5.3 億円コストが削減できるということで、これの B 案・見直しとの違いは、ケアマネージャーの利便性がなくなる、担当職員の雇用配慮がなくなるということなのですが、ケアマネージャーの利便性の確保を厚労省のホームページでも、やりようによってはできるのではないだろうか。ばらばらになっているものを 1 つにすればいいわけだから、利便性を落とさずにできるのではないだろうか。もしそれができるとしたら、いくらぐらいかけたらいいかということと、担当職員の雇用配慮、これは何人で、いくらぐらいの額なのでしょいか。それをお願いします。

○福祉医療機構理事長

いま私どもの WAMNET 事業は専任職員 5 人でやっております。それから、それを厚生労働省のホームページでということですが、使っているのはケアマネージャーだけではなくて、例えば要介護の家族の方が WAMNET で直接事業所を調べることもできます。

○厚生労働大臣政務官（山井）

それを厚生労働省のホームページでやることも可能なですね。

○福祉医療機構理事長

それは開発次第だと思います。ただ、双方向に介護の事業者から入力できるということになりますと、試算はしておりませんが、開発の経費は上がっていくのではないかと思います。

○小野寺座長

時間がまいりましたので、仕分け人の方々には評価シートにご意見の記載をお願いしたいと思います。

（仕分け準備）

○小野寺座長 時間を節約する意味で、お書きいただきながら仕分け人の意見発表を続けたいと思います。赤沼さんからお願いできますか。

（仕分け意見の表明）

○赤沼仕分け人

この機構の組織がかなり大きいということで、管理部門が一般から見ると少し大きいのではないかという印象があります。改革案が確かに出されているのですが、それが実際に行われるのかどうかは未定のようで、それをきちんと実行することが求められるのではないかと感じています。他方で WAMNET のような、福祉関係が措置から契約に

移った後に国民に対して情報を提供する業務というのは非常に重要な業務でもありますので、この点については、福祉医療機構の存在意義をそこに見出だすようなことも必要かと思っています。

逆に他方で、年金担保融資などのように、弊害がかなり問題となっているものについて、このまま福祉医療機構で行う必要があるのかどうか。確かに生活福祉資金貸付制度では、一定の対象者の限定があるにしても、福祉医療機構のような、政策的な対応が必要な人に資金を貸し出すという機構が弊害のあるような年金担保融資をこのまま行うことがどうなのかという疑問があります。この点は改めて検討していただく必要があるのかなと思っています。

○阿部仕分け人

阿部です。私自身、福祉のことは不勉強なところはあると思うのですが、お話をお聞きして、民間あるいは他の所でできることが多そうだと思います。まず、福祉貸付、医療貸付は民間でも不可能ではないだろうと思います。もちろん情報だとか、そのノウハウというのは大変お持ちだということは十分理解していますけれども、そのノウハウやデータを民間あるいは日本政策金融公庫へ出すということも不可能ではないと思いました。WAMNET にしても、当然利用価値があるものであれば、民間企業ができるだろうと思います。先ほどインターネットで見ましたが、実際に民間企業が情報をお出しになっている所はあります。もちろん国がやるべきだということであれば国がやるべきであるし、機構がやるかどうかというのは、ちょっと私には納得できなかったということです。これは専門性の問題もあるかもしれません。先ほどの JIL の場合でも競争的というような話があったと思うのです。実際、こちらも競争的という部分がなければいけないのかなと思いました。

○河北仕分け人

河北です。医療とか介護を含めた福祉というのは、国家の根幹を担うような大きな事業であると思っています。特に医療、それから介護というものが公定料金の下で行われている。この公定料金が矛盾に矛盾を重ねてきた。論理的ではなくて、非常に政治的な忖度で今まで作られてきた中で、こういった政策金融は必要不可欠であると思います。それに関しても、ほかの事業と同等に、ほかの機構に譲るのではなくて、今の医療・福祉の状況であれば、専門的で機動性の高い政策金融は不可欠であると思います。

その中で是非お願いしたいことは、日常集まってくる情報を政策的に使っていく、後利用を是非具体的に考えていただきたい。それから、これも機構だけで行うかどうかなのですが、医療とか福祉の経営・管理者の育成も可能ではないかと思っています。

○菊池仕分け人

お話を伺っていて、貸付をどうしてもこちらの機構でやらなければいけないという必然性みたいなものが私はまだよく理解できないでおります。特に福祉貸付で言いますと、見方を変えれば、それは社会福祉法人だけの優遇ではないかという見方もできなくはないという気がしています。経営支援のほうも、どうしてもこちらでやらなければいけな

いのかなというのは、まだ納得し切れていません。

年金担保融資について、これは制度の問題、制度自体をどうするかという問題だと思っています。ただ、WAMNET は非常に評価の高いものでありまして、是非継続していただきたいと思っています。ただ、それを国が直轄でやるのかということについて、私はそうは思いません。やはり、福祉の事務というのは基本的には自治体が行うべき事務でして、国が一元的に情報を管理するというのは、ややそぐわないと思っています。本来、事業者情報を集めるといったことをやるべきなのは自治体であると思っています。ただ、それとは別に全国ネットで、国ではなく公法人として機構がサービスを提供する。情報というのは一元的にではなく、いろいろな側面から多元的に提供されるということが必要だと思っています。

○住田仕分け人

大変大きな機構で、貸付も特化したものですから非常に有意義だと思うのですが、これだけ大きいと、経営の効率化というのはいちばん大事ですから、その辺を是非お願いしたいと思います。少し厳しいことを言うと、50年かけてノウハウ、ノウハウとおっしゃっていましたが、それは。経営の破綻は自惚れから来ますから、そういう50年のノウハウをさらに研鑽されて、より以上にされないと。そういうところからのつまずきというのはありますから、よろしくお願いしたいと思います。

○土屋仕分け人

介護・医療は言うまでもなく保険制度の中で行われているわけで、他の事業とは異なって純粋な収益事業ではありませんので、先ほど河北委員が言われたように、低利で、長期にわたる独自の存在が欲しいと私も思います。

WAMNET ですが、これだけ利用頻度が高いのであれば、むしろ民間への譲渡や委託まで考えたほうが質の高い情報組織になるのではないかと。認可制というようなこともあれば、複数の情報網ということも考えられるのではないかとこの気がいたします。

○渡辺仕分け人

WAMNET についてはほとんど同じ意見で、とにかく質を落とさずしていただきたい、というのは現場の声としても聞いていることなので是非よろしくお願いしたいと思います。

社会福祉法人ということで言うと、資産家、かなりお金を持っている方々が社会福祉法人の改修だとか設立に臨まれる場合と、障害当事者の方々が本当に地域の人たちから寄付を集めて、集めて、それでもお金が足りないからという場合とがあつて、それを一律にするというのはどうかなと思っていますのです。つまり、ある程度資産のある人たち、あるいは大規模法人が何かの資金を必要とする場合があります。しかし WAM は、もっと当事者ベースで、一生懸命頑張らないとどうにもならないという所を応援していくとかという仕事の棲み分け、役割の棲み分けみたいなものがあつてもいいのかなと、今日の議論を聞いて思っているところです。

○伊東仕分け人

WAMNET については大体の方が言われたような感じなのですが、私自身は、これは厚生労働省がやるべき仕事だと思うので、厚生労働省へ移管して実施していくのがよいと個人的には思いました。

それから、どなたもおっしゃらなかったの一言だけ言いますけれども、国民の皆さんが見ている、給料が高すぎるのではないですか。ラスパイレスの指数が載っていましたし、ほかの所からも理事の給料等を少しづつ伺いましたが、給料が高すぎると思いますから、大幅に下げたほうがよいと国民は思っていると思います。

(仕分け意見の結果発表)

○小野寺座長

評決結果を発表してください。

○総括審議官

この機構につきましては、4つの事業についてそれぞれ判断をいただいています。

1つ目が福祉貸付、医療貸付、それから経営支援の部分ですが、これにつきましては、「改革案では不十分」が5名、「改革案が妥当」が4名ございます。不十分の中で2名は、民間への譲渡・委託、1名は、事業を分解して国・自治体・民間へ譲渡、2名は、法人で継続するが、更なる見直しが必要であるという案です。

2つ目の年金担保貸付ですが、これは「改革案では不十分」が7名、「改革案が妥当」が2名です。不十分であるという方のうち4名は、事業そのものを廃止、1名は自治体へ移管、2名の方は、法人で継続するが、更なる見直しが必要ということで、廃止が3名だったということです。

WAMNET ですが、「改革案では不十分」が5名、「改革案が妥当」が4名です。不十分の方のうち2名が国へ移管、1名が民間へ譲渡・委託、2名が、法人で事業を継続するが、更なる見直しが必要。「改革案では不十分」といううちの2名の方は、国でやるべきという案です。

退職手当につきましては、「改革案では不十分」が0名、「改革案が妥当」が9名です。

法人全体の組織運営につきましては、「改革案では不十分」が6名、「改革案が妥当」が3名ですが、6名の方のうち、他独法への統合・移管は1名で、5名の方は、更なる見直しが必要であると、こういう状況です。

○小野寺座長

政務三役の方々からご意見をいただきたいと思います。

○厚生労働大臣

仕分け人の皆様におかれましては貴重なご指摘、ご示唆をいただきまして、どうもありがとうございます。皆様方のご判断を踏まえて、我々で判断をさせていただきたいと思っております。

年金担保融資は国会でも指摘を受けまして、これについては、具体的にどういう用途

に使われるのかというのをサンプル的に調査をして確認をしていくこととなっております。融資の中身を厳格化するか、あるいは、そのものについて廃止も含めた見直しをするのか、あるいは他で担う必要があるのかどうか。重複部分の問題もありますので、これについては検討していくということです。

あとは、日本政策金融公庫には全国 152 の支店があるということで、そこそこを合併する、しないという議論もありますので、それについても、どういう形が最も好ましいのかについても議論をしていこうと考えております。

WAMNET につきまして、必要性は皆様もご指摘をされたわけですが、これを民間に売却できるか、できないかというようなことも検討課題ではないかと思えます。

経営セミナーにつきましても、民間でも経営のコンサルタントという方がいらっしゃるわけですので、国の役割と民間の役割の住み分け論というものも論点として議論をしていきたいと思えます。今日は本当にありがとうございました。

○小野寺座長

だいぶ進行を速めたということで不十分な面も残したかと思えますが、終わりました。ご協力ありがとうございました。

(対象法人入替)

○小野寺座長

本日最後の事業仕分けに移ってまいりたいと思えます。独立行政法人国立病院機構の事業仕分けですが、簡単に省内事業仕分け室から概要をご説明いただきたいと思えます。

○総括審議官

国立病院機構の資料 1 をご覧ください。表紙の裏側の「法人概要」をご説明します。まず、役員は 17 人です。常勤は 7 人、非常勤につきましては病院長等がなっているということです。144 病院ありますが、職員としては 5 万 1,000 名余りです。この法人につきましては、国家公務員型ですので現役出向という概念はなく、公務員のままそちらに行っているものもいるという状況になっています。事業規模につきましては 8,676 億円です。国からの財政支出は 484 億円です。

主な事業として、国立病院の運営によります診療事業がメインですが、これにつきまして予算規模は 8,498 億円、国からの財政支出は 437 億円です。国から分離して独立行政法人になったわけですが、国の期間分の退職手当、年金分の相当額が国庫から入っていきまして、これが 347 億円です。したがって、現時点におきます診療事業への国からの財政支出という意味では 90 億円ということです。臨床研究、治験等の事業を行っておりまして、全体予算額が 103 億円に対して、国からの財政支出は 33 億円です。教育研修事業、医師等への研修、あるいは看護師の養成等は予算が 75 億円で国からの財政支出は 14 億円です。

本部機能としては、右上にあります。本部の体制が 5 部 1 室 13 課、研究センターを含めまして、職員が 124 人です。ブロックごとに病院を管理する事務所を置いていまして、ブロックの事務所の 6 カ所の要員が 164 人です。病院が先ほど申しました 144 病院

という機構です。よろしくお願ひいたします。

○小野寺座長

当該法人のほうから説明をよろしくお願ひします。

○国立病院機構理事長

理事長の矢崎でございます。よろしくお願ひいたします。1 頁目の「法人概要」は、いま説明されたとおりですが、組織運営として官庁会計から企業会計に移行することにより、病院長のガバナンスを確立するとともに機構の本部と各ブロックにつきましては、そのトップに医療現場を熟知し運営にも成功されている病院長さんに就いていただき、人事、労務対策、医事紛争、資金調達など、個々の病院では対応し切れない事案について現場感覚でサポートする体制を目指しました。職員数も 288 名で全職員の 0.5% に当たります。

2 頁目をご覧ください。144 の病院がありますが、右の図に示しますように約 3 分の 2 の 89 病院が旧療養所で立地条件が大変悪く、下段に示しますような重症心身障害や筋ジスなどの難病及び結核などのセーフティネット系の医療を主に担っています。残り 3 分の 1 が旧病院で左に示す 4 疾病 5 事業といった地域医療のあらゆる分野に取り組んでいます。2 つの病院群がネットワークを構成し、主として旧病院が医師不足で悩む旧療養所に医師・看護師を派遣するとともに、高齢化により合併症や重症化で旧療養所では対応し切れない患者さんに対応する医療支援も行っています。また、あとに述べますような治験などの臨床研究の推進などに、あるいは人材育成にこのネットワークは大きく寄与しています。同じような医療を提供している日赤や済生会といった他の公的医療法人とは大きく異なる特色を有し、ネットワークの重要性が格段に違います。

3 頁目です。医療法人としての私どものミッションは、まず地域医療と、いわゆる政策医療のセーフティネットを担う役割があります。その際にも、患者さんの目線が第一で、インフォームドコンセント及びセカンドオピニオンの徹底、診療内容を開示するためにクリティカルパスの実施を数値に示しますように推進しました。明細書の発行も既に私どもが全国に先駆けて実施しました。そして、地域に開かれた病院を目指して、地域連携を推進し、数値で示しますように、紹介率、逆紹介率も独法化後、短期間で格段に上昇しています。また、地域医療支援病院も 39 病院に対し、全国 228 病院の 17% を占め、地域医療の中核を担って貢献しています。そして、下段に示しますように医療観察法病棟、筋ジス、重症心身障害、結核などに占めるシェアは高く、危機管理対応として、例えば中越地震や新型インフルエンザ対策に数百人の医師・看護師を派遣しました。

4 頁目です。私どもの次のミッションである医療基盤を支える臨床研究ですが、我が国で遅れている新薬承認のための治験では、独法化後は多様な機能を有するネットワークを活用して、その中核的な役割を積極的に担っており、数値に示したような実績を上げています。ちなみに、我が国で過去 3 年間で承認された、あらゆる分野の新薬 247 品目の約 6 割で治験に携わっています。このようなネットワークは、国に欠かせない機能の 1 つであると思います。直近では、新型インフルエンザワクチンの効果判定、副作用調査の際には、通常では半年以上もかかるところ、私どもは約 1 カ月半ですべてのデー

タを揃えることができました。

次のよき医療人の育成では、私ども機構内の職員のブラッシュアップのためだけではなく、数値に示しました初期臨床研修をはじめ、我が国における医療人のレベルアップを目指した研修、すなわち災害医療、EBM 研修などを私どもは無料で実施していますし、更に医師不足対策として医療現場で医師とともに業務がこなせる高い診療能力を有する、いわゆるナース・プラクティショナー、NP の育成もこの4月から開始しました。

最後に財務状況ですが、病院長ばかりでなく、機構全体のガバナンスを確立したことにより、建築費や物品の購入価格、給与体系の見直しなどにより、高コスト体質からの脱却を図り、総収支率 99.8%から平成 20 年度には 103.9%まで改善し、赤字病院は 76 から 41 病院に減少しました。また、7,400 億円を越す膨大な債務も順調に返還し、約 5,900 億円まで、1,500 億円減少しました。この数字だけを見ますと、経営者として高く評価されますが、患者さんの視点から見ますとどうでしょうか。第 1 期目は、大変大きな組織を任されて、経営破綻の心配から多額の債務の返済を先行しました。機構の財務諸表上の見かけは悪くなりますが、長期に入院されている患者さんが多く、療養環境が劣悪な旧療養所を中心に投資行動をもう少し早く開始していればと思っています。今後は、全体の 46.5%を占める 35 年以上の老朽化した病院の建物の更新を目指して、利益を含めた効率のよいキャッシュマネジメントをしていきたいと思っています。運営費交付金ですが、先に説明がありましたように、平成 20 年度は 454 億円のうち、大部分を占める 326 億円は義務的経費で、医療事業へは臨床研究を含めて本年度は 90 億円、全体の 1.1 まで低下しています。

それでは、今後の改革について河村副理事長から説明いたします。

○国立病院機構副理事長

資料 2、改革案のご説明をします。1 頁目は全体像です。ヒトにつきまして、法人そのものを非公務員化する。非特定法人にするということで、結果的に国家公務員 5 万人が減少します。一般職の国家公務員 35 万人の 15%に相当することになります。国家公務員 OB 関連では、平成 21 年度から平成 22 年度にかけて、4 人の OB を減らして 17 人の役員のうち 1 人になりました。その 1 人につきましては、今後の対応として改選時に公募を実施したいと考えています。モノですが、これまで廃止した 7 病院の跡地 57 億円相当ですが、これを国庫納付したいと考えています。「カネ」ですが、診療事業分の運営費交付金、平成 22 年度は、49 億円ですが、これを 30 億円削減して 19 億円にもっていきたいと思います。その他の改革事項として、契約の徹底した適正化、調達コストの一層の削減を図りたいと思っています。

各項目に沿いまして申し上げますが、2 頁をご覧ください。非公務員化についてですが、従来からの懸案であった非公務員化を是非実現したいと考えています。これまでも経営改善とサービスの質の向上に努めてきたわけですけれども、非公務員化によりまして一層の意識改革を進めてコスト削減に努めるとともに、これを患者サービスの向上に振り向けたいと考えています。具体的なメリットとして、○の 2 ですが、公務員は兼業とか派遣については規制が厳しいわけですけれども、それを拡大することによって、地域から求められる医療に柔軟な対応が可能となります。併せて、有期雇用の常勤化がで

きることによりまして、臨床研修医をはじめとして、多様な勤務形態を求める女医さん、あるいは看護師さんが働きやすくなる。マンパワーが強化されてサービスの向上につながると考えています。○の3をお願いします。公務員OBの役員ポスト1人の改選にあたっては、引き続き公募を実施します。併せまして病院の統廃合ですが、再編成計画に沿いまして、平成26年度に1病院を統合したいと考えています。○の2ですが、それに加え、来年度までに個別の病院ごとに政策医療の実施状況、地域医療の事情、あるいは経営状況といったものを総合的に検証しまして、中長期的な視点に立って、病院の規模、機能を見直していきたいと考えています。

3頁です。運営費交付金の削減ですが、運営費交付金はトータルとして437億円、経常収益の5.1%ですが、2つに分かれます。90億円は、国立病院機構としての診療事業及び臨床研究事業に充てられます。347億円は独法移行前の国期間分の退職給付債務です。国立病院機構の診療事業、臨床研究事業に充てられている90億円のうち、診療事業に充てられている49億円につきまして、国の医療政策、特に体制確保が求められている救命救急、あるいは周産期医療、あるいは災害医療に充てられる費用のみを残しまして、それ以外をすべて削減するという案です。義務的経費である退職給付債務であります。昭和34年前の恩給公務員期間分の追加費用がありますけれども、整理資源及び恩給負担金と呼んでいますが、それらについては。

○総括審議官

あと1分間をお願いします。

○国立病院機構副理事長

国の直接払いに移行して運営費交付金は半減します。

4頁は、7病院の跡地の国庫納付についてです。

最後の頁です。契約の徹底した適正化ということですが、これまで法人の基盤づくりに力を注いできましたが、一方で日常的に発生する1万件の契約案件に対するきめ細かな対応というのは、必ずしも十分ではなかったということを反省しています。昨年12月に契約監視委員会の設置、あるいは全数調査を実施いたしまして、これを契機に徹底した取組みを進めています。

参考1ですが、随意契約は、血液、アイソトープ、あるいはその電気、ガス、水道等、法律や条令その他で一者しかないと確認できた場合に限り認めるということで1件1件審査を致しています。一者応札につきましては、これまで業務の質の確保を理由に参加要件を絞る傾向がありましたけれども、仕様書、実績要件等を見直したところです。参考2でご覧いただきますと、これまで3カ月間で一者応札は6割減。100%契約は7割減。

○総括審議官

時間ですので、あとは質疑の中でお願いしたいと思えます。

○小野寺座長

ありがとうございました。それでは、省内事業仕分け室のほうから議論の参考として、論点等の提示をお願いいたします。

○総括審議官

国立病院機構の論点ですが、縦長の資料 3 をお願いします。「主要な論点」としては 2 つ挙げています。1 つ目は、既に機構のほうからも話がありましたが、非公務員化が前提になっているわけです。その際、国からの財政支出、30 億円の減額というお話もありましたが、そういった部分、あるいはこの非公務員化によりまして、医療サービス等、国民のほうにどういうメリットがあるのかということがきちんと示される必要があるのではないかとというのが 1 点目です。

2 つ目は、国立病院の関係につきまして、いろいろ入札にかかわっての問題の指摘がこれまでありました。そういった部分につきまして、入札の改革が十分に行われているかどうかというのが論点になるだろうと思っています。下に参考で書いてありますが、まだ実績が出ているのが平成 20 年度までですので、平成 20 年度の実績ですが、契約件数 9,558 件のうち一般競争入札にしたものと、いわゆる随意契約にしたものの比率でいきますと、一般競争入札が 7,075 件。しかしながら、まだ随意契約が 2,483 件、26%あります。これがやむを得ないものであるかどうかというのが 1 つ。一般競争入札にした 7,075 件のうち、いわゆる一者応札・応募であったというものが 1,987 件、28%ありました。この一者応札であったということはどう捉えるかということ。もう 1 つは、落札率の問題があります。一般競争入札にした 7,075 件のうち落札率が 100%。要するに、予定価格と同じであったものが 798 件。一者応札・応募の部分に限って見ますと 1,987 件のうち、342 件ということでした。こういう状況をどう判断するかということがあろうかと思えます。これは、平成 20 年度の実績ですので、その後どう改革が行われているかということが議論の対象になるだろうと思っています。

細かい話としましては、2 頁以降にあります。国からの財政支出につきましては、病院事業への運営費交付金が 90 億円です。診療事業が 49、臨床研究が 31、教育研修が 10 ということです。こういったものをどう捉えていくかというのが 1 つ目です。法人の組織等につきましては、ラスパイレス指数を挙げていますが、医師について 116 と比較的高めの数字になっているということはどう捉えるかということがあろうかと思えます。

3 頁ですが、政策医療を実施している役割ということが 1 つ大きな論点になっていますが、そこにありますように政策医療に占める国立病院のシェアが示されていますが、こういった機能を国立病院機構が担っていくということについて、どう考えるかということがあろうかと思えます。非公務員化は、先ほど申し上げたとおりです。現在のところ、143 病院ということで、更に検討ということもありましたけれども、今後、この機構の全国ネットワークをどう持っていくかということが、大きな論点としてはあるだろうと思っています。

病院の赤字、黒字の問題があります。長期有利子負債等の状況につきましては、先ほども説明がありましたが、平成 20 年度で 5,970 億円まで減っているということ。一方、赤字、黒字の病院の仕分けでいきますと、平成 16 年度には赤字病院のほうが多かったのが平成 20 年度には黒字病院が 104、赤字病院が 41 ということで、黒字病院が増えてき

ている状況になっています。入札にかかわってですが、調達方法はそこにあるような形で、本部全体で共同入札を実施しているというもの。あるいは、そのブロックごとにやっているもので、それぞれそういう取組みがなされているということです。

5 頁の調達については、先ほど申し上げたとおりです。情報システム等、各病院ごとになっているという問題もありますが、こういったものも議論の対象になるかと思っています。臨床研究・治験等もありましたが、これがふさわしい機能か、あるいは交付金が入っていますが、それが適切かということがあるだろうと。それから、教育研修事業についても同じように交付金が入っていますが、やっていることに対して適切なことになっているかということがあるだろうと思っています。以上です。

○小野寺座長

ありがとうございます。それでは討論・議論に入りますけれども、進行の上で事務方から 1 つ提案があります。全体の時間制限との関連で、質問する方も、先ほどからのように 3 つとか 4 つとか 5 つという形になると、それに対する回答も延々と長時間になります。願わくば 1 つを原則、関連で 2 つ程度にとどめていただいて、その代わり 2 度、3 度と発言の機会があろうかと思えます。その質問に対しては 1 問 1 分でお答え願いたい。非常にいろいろ弁明したい、あるいは釈明したい、アピールしたいというのが続くと、時間がどんどんなくなりますので、よろしくご協力をお願いいたします。それでは仕分け人の方どうぞ。

○住田仕分け人

全体的なことについてお聞きします。議論のポイントにも書いてありますけれども、先生はずっと長く理事長をやっていたらっしゃいまして、私はよく存じ上げております。これだけ巨大になったら 146 を統括するよりも、既に仕入れなど、調達などはブロックごとに分かれていますので、JR のようにブロックごとに独立行政法人の分割化ということ先生自身は考えていらっしゃいますか。

もう 1 つは昔から言われていることで、まだ直らないのですが例の随意契約です。徹底して直すとおっしゃいますけれども、これについては監視委員会とか何かを機構内に設けられて、有識者を入れて、これについて監視する機関をつくるかどうかこの 2 つについてお願いいたします。

○国立病院機構理事長

先ほど申し上げましたように、我々は規模も違いますし、提供する医療も違うし、立地条件も違います。そういうものがバランスよく 1 つに組み合って、このような全国的な規模の臨床研究とか治験、あるいは医師・看護師の支援で経営状態全体が良くなっています。ですから、いまの時点ではこれがベストであります。いま、地域医療崩壊が危惧されているときに、それを防止する意味ではいまの状況がベストだと思います。もう少し経営基盤が安定して、地域医療の状況が変わればまた考えることもあり得ると思います。

随意契約については、大臣からもいま先生がおっしゃるとおりの指摘を昨年末に受け

ております。それについては河村さんからお願いいたします。

○国立病院機構副理事長

昨年 12 月に、外部の有識者からなる契約監視委員会を設けて、随意契約及び一者応札、100%落札について、一件一件の審査をしております。これを今後とも引き続き行い、事前審査を徹底するようにいたします。併せて一者応札についてですが、ここには書いてあるのですが説明できませんでした。入札説明会に参加しながら、なおかつ応札してこない業者がいます。それらについては追跡調査をやることにして、5 月末には上がってくるのではないかと考えております。

○伊東仕分け人

1 点お聞きいたします。資料 3 の 2 頁に、当該法人の組織のことが書かれています。平成 22 年度のラスパイレス指数がずっと載っています。1 つは、わからないのでそのまま解釈してほしいのですが、医師が 116.8、看護師が 94.0 となっています。これについてはどのように思われますか。もう 1 点は、これから先これについてはどのようにしていこうと思っておりますか。これは将来展望です。

○国立病院機構副理事長

ラスパイレス指数については、医師以外のところはむしろ低いわけです。これは法人発足のときに、年功序列型の賃金カーブを見直して、給与カーブを下げたといういきさつが 1 つあります。それから医師については、国家公務員制度上も同じなのですが、なるべく地方の医師が確保しやすいように、医師手当というのが地方に対して高くなっています。それだけであれば、別に国に比べてということであるのですけれども、国立病院の場合は地方に存在する病院がたくさんあります。ラスパイレス 100 という、国のものというのはどちらかというと大都市に存在しているナショナルセンター等の比較です。この 116.8 がどれだけ高いかということ、公的病院、民間の医療法人、自治体病院に比べると、医師の給与はまだ十分ではないという状況です。

○小野寺座長

評価はわかりましたが、どうするという点ではいかがですか。

○国立病院機構副理事長

医師以外のところは、基本的に公務員準拠にされていて、なおかつ給与カーブのフラット化で下げているわけですから、こういうものはそのまま維持していきたいと思っています。医師については、なるべくなら民間や自治体に追いつけるように努力はしたいと思っています。

○阿部仕分け人

資料 2 の改革案の 2 頁目の非公務員型へということで、そのメリットとして地域医療への貢献として、兼業・派遣の拡大等となっております。兼業や派遣をすることで、国

立病院の医療の質に影響はないのかということです。当然ながらマンパワーに余裕がなければ兼業や派遣というのはできそうにないと思うのですが、いかがなのでしょう。

○国立病院機構副理事長

大都市の中核病院というのはかなり医師の充実は遂げてきていて、問題は地方なのです。いまでも我々内部では、大都市の中核病院から、地方の病院に医師を派遣しております。特に、いちばん医師不足が深刻な東北地方については、仙台医療センターが臨時の医師派遣も行いますし、恒常的に医師派遣も行います。13 の病院に恒常的な医師派遣をするというような自治体があります。

○阿部仕分け人

確認ですけれども、いまおっしゃったことは大都市圏の国立病院から、地方圏へ兼業あるいは派遣するということによろしいのですか。

○国立病院機構副理事長

大都市圏の国立病院は、比較的ドクターが充実しているということを申し上げました。大都市圏の地域の自治体病院にしても、あるいは民間病院にしても、非常に人手の足りない所はもちろんあるわけですから、思いきり地方に出かけていってどうこうということではありません。

○渡辺仕分け人

すごく素朴な質問です。1 つは平成 23 年度に非公務員化、5 万人が減少と書いてあります。正確に言うと、国家公務員という身分ではなくなるというだけの話で、その 5 万人の人たちはまだ雇用され続けているわけですね。ここでいう組織のスリム化という意味が私にはもうひとつよく理解ができないのです。肩書きが変わっただけで人はいると、それをスリム化というのかというのが、1 点目として私にはわからないところですので、そこをわかるように説明してください。

私は、各地方、地方でそれぞれ 144 の病院があれば、それぞれの地域によって残さなくてはいけないものだとか、もっと充実させなくてはいけないものだとか、いろいろなものがあると思います。144 病院のそれぞれがその地域の中で、どういう働きを担っていかなくてはいけないのか。ある所では産科とか小児科の拠点的な機能は外せないとか、ある所に行くと地域医療が必要だとかとかなり違うと思うのです。

そういう各拠点の病院それぞれの地域性によって、どれぐらいどう違うのかということを中心にかなり詳細に分析した上で、今回は次年度 30 億円削減しますと。国からの財源は 30 億円削減しますというのは、そういうことが積算根拠になっているのかどうか。そうでなければ、この 30 億円のお金の根拠は一体どこから出てきているのかを教えてください。

○国立病院機構副理事長

国家公務員の身分は失うわけですが、職員を減らせるかというお話かと思えます。こ

この組織のスリム化という項目の中で書かせていただきましたのは、非公務員化がメインです。人を減らすことができるかどうかということについては、※の 2 番目に書いてありますが、政策医療を実施し、あるいは医療法、医療観察法の法律、診療報酬上の人員配置基準に沿った医療サービスの質を確保するために、サービスの質を落とさないために人員の削減は困難であると私どもは判断しております。

○渡辺仕分け人

スリム化ではないですね。

○国立病院機構副理事長

はい、それはスリム化ではないです。地域、地域によって多様な病院があるだろうというのは本当にそのとおりです。先ほど、総合的検証と申し上げましたが、来年度にかけて個別の病院ごとに、政策医療の機能、地域の医療事情、経営の状況といったものを個別病院ごとに検証していくという作業をしようと思っております。

○渡辺仕分け人

それでは、この削減目標の 30 億円というのは何が根拠になって出てきたお金ですか。

○国立病院機構副理事長

診療事業について、現下の国民的課題というか、地域医療の切実なニーズ、救命救急、小児、周産期といったものについては残さざるを得ないだろうと。それ以外はすべて廃止をするということです。

○渡辺仕分け人

私が言いたいのは、後先が逆なのではないかと。つまり、各病院で何が必要で、どういうものはまだ必要があって、どういうものが見えていないのに 30 億円というお金をバサッと切ってしまうと、予算が切れた後にいろいろな地域で、結局はその不利益が全部エンドユーザーに返ってくる、国民に返ってくる。医療というのは切実な問題なのでそれは避けたいと思います。私が言いたいのは後先が逆ではないかということです。つまり、それを全部確かめた上で、本当はこの 30 億円なら 30 億円というのは果たして多いのか少ないのかわかりませんが、それが出てくるべきだと思いますが、それは私の意見です。

○土屋仕分け人

先ほど、財務諸表がないと事業がという発言がありました。逆に本日の国立病院という病院の機能からいくと、病床利用率とか職員の定員に対する充足率の辺りがないと、病院の機能の判断はなかなかできないのではないかと気がいたします。

もう 1 点は、先ほどから政策医療という言葉が出るのですが、独立行政法人化するときに、政策医療ネットワークというので、資料 1 の 2 頁目の各 4 疾病 5 事業のネットワークが組み込まれたと思うのです。先ほどの理事長のご説明では、この図の下にある 5 つの

疾病については、確かに政策医療と呼ぶにふさわしいと思うのです。上の枠に入っているものについては、一般の診療施設、地方自治体の病院、日赤、済生会でも行われている医療であって、取り立てて独立行政法人としてやる政策医療という特徴が私には見えてこないのです。

右側にある病院ネットワークで、旧国立病院から、旧療養所へ人的・技術的支援とありますが、これは書き換えればこの下にある 5 つの疾病について療養所が担っているということだろうと思うのです。これは、上に持ってくる図としては適当ではないという気がいたします。

もう 1 点は細かいことなのですが、ナース・プラクティショナーという言葉が使われているのですが、これは正確な定義ではないのではないかと。アメリカで言えば、これは医業を、ある判断力まで任された者をナース・プラクティショナーと呼んでいるのであって、厚労省で検討された、特定看護師は現行法制下でやるということですので、全く性質が違うのではないかと思いますので、その点だけ指摘させていただきます。

○国立病院機構理事長

ありがとうございます。先生のおっしゃるとおりで、私ども 4 疾病 5 事業というのを、私個人は政策医療というよりは、地域医療に貢献するというところで書かせていただきました。

ナース・プラクティショナーというのはわかりやすいために書いたのであって、実際は厚労省の特定看護師の方針に従って、現行法の中で患者さんの目線から見て、看護師にやってもらったほうが良いような医療はたくさんありますので、現行法の中でできる限り教育していく。初期臨床研修の医師と同等に、大学院の実習を進めていきたいと考えています。

○河北仕分け人

私は国立病院のことをよく知っているのですが、10 数年前に国立病院と言われている病院は 250 前後ありました。それをこうやってガバナンスを含めた独法化が進んできた中で 144 に集約してきたというのは、関係者の大変な努力があったと思います。それぞれの病院が、それぞれの地域の中で、本当にその役割を果たしてきたということはよく理解できます。短期間に財政収支もかなり改善をしてきていることも高く評価できます。

そこで 1 つ伺いたいのですけれども、この 144 病院をいわゆるチェーン病院として今後も維持していくことが良いことなのか、それともそれぞれが地域に単独に独立して、それぞれの地域の中で診療のネットワークを組んでいくことが良いことなのか、それは同時にできると思うのです。その観点、地域のほかの病院とイコール・フットイングができていくかどうかということなのです。それは、144 の国立病院だから大きなチェーンとしていろいろな利点がある。それが、ほかの病院に及ぼす影響がプラスであるのかマイナスであるのかということだけ伺います。

○国立病院機構理事長

いまおっしゃるとおり、いまの状態は我が国で不足している治験の推進とか、診療情

報をきっちり集めて分析するという大事な機能を有していると思うのです。この機能は極めて重要であって、国としても大きな財産ではないかと私自身は思っています。ただ先生のおっしゃるように、医療提供体制として今後どうしたらいいかということは、先ほど申しあげましたように地域医療が崩壊している段階で、やはり我々がセーフティネットの中核を担わなければいけない。

ただ、その場合に先生がおっしゃるような、民業圧迫ということではなくて、民業補完で対応していきましようというふうに厳しく指導しております。将来的にどうなるかというのは、これから先生がおっしゃるように地域で設立母体の違う病院がコンソーシアムをつくり、地域で医療を完結し、人材を育成するというベースが出来上がったときに、先生のおっしゃるような実際の姿が出来上がってくるのではないかと思います。

ただ、現状では大変な負債を抱えている状況でこれをどう返していくかというのが喫緊の課題であり、我々はそこがいちばん頭の痛いところなのです。私どもとしては、逆にイコール・フットィングにしてくださいと、財務省か国にお願いしたい心境です。

○赤沼仕分け人

地域医療の崩壊ということがあるので、やはり規模の論理でしょうか、大きな組織で地域の不足分を補っていくということはよく理解できます。いまは日本全国 1 つの組織なのですが、ブロック単位によってはもう少し補完し合える地域はないのかどうか。先ほど、地域医療がもう少し安定すればブロック化もあり得るというお話も出ていましたが、その辺はどういう展望をお持ちですか。

○国立病院機構理事長

1 つは先ほどお答えしました、全体的なネットワークの機能は貴重な財産です。もう 1 つはものすごく大きな 7,400 億円を超える負担が我々にかかっているのです、それを返さなければいけないのですが、それは地域によって違います。だから、本当にイコール・フットィングで出発できるかどうかというのは極めて難しいです。ですから、地域的なブロックだけで分割していいのかどうかというのはよく考えないと、なかなか JR みたいなことにはいかないのです、これはもう少し慎重に検討していきたいと思えます。

○阿部仕分け人

入札の改革案についてお聞きします。確かにこの改革をされると、入札が非常に競争的になるのは理解できます。もし間違っていたらご指摘いただければと思いますが、薬剤の価格とかいろいろなもので上限が決まっていて、どこでコストダウンするかというと、納入業者の人件費の削減とか、その他諸々納入業者のコスト削減であって、それが病院のコスト削減というような形になるのかというのが理解できないのです。

あまりにもきつく入札をやりすぎると、民間の納入業者の不利益につながることはないのか。特に全国ネットワークで、ある意味大きな力で購入するわけなので、ある意味の独占力みたいなものが働いて、民間を苦しめることにならないのかという危惧があります。その辺りはどのように入札の改革をすべきかを教えていただけますか。

○国立病院機構副理事長

薬については、建物整備も同じなのですが、国時代というのは国立病院価格があって、ほかの所は安くするけれども国立病院については確実に払ってもらえる、これは国立大学も同じですが、そういう傾向が非常に強かったのです。そういうものを、我々は共同入札の中で、卸し業者と話し合いながら適正な値段に下げた経緯があります。

卸しにとって、私どもの共同入札がメリットがあるのは、かつては四半期ごとに個別の病院ごとが、すべて契約交渉を薬についてはやっていました。お互いに事務負担の軽減になるのでそういうことはやめよう、もう少し長期に、しかも本部が一括して共同入札して、相手先の負担も減らしましょうということをやってきていて、過度の負担という形でやっているわけではないと思います。

○厚生労働大臣政務官（足立）

本日は、仕分け人の方にお任せして発言するつもりはなかったのですが、この資料は誤解を招くかと思いましたので、そこだけ指摘させていただきます。資料 1 の 1 頁の「法人概要」と、資料 2 の 3 頁ですが、診療事業の国からの財政支出 437 億円、そのうち退職給付債務の 347 億円を引いた 90 億円の両方を見比べてほしいのです。90 億円のうち、3 頁では診療事業が 49 億円で、これを 30 億円に減らすと。臨床研究事業は 41 億円だと書いてあります。資料 1 の 1 頁では、臨床研究事業は 33 億円だと書いてあります。これを説明してください。

○国立病院機構副理事長

診療事業に対する運営費交付金は 400 億円です。そのうち国期間債務が 347 億円です。そのほかに 1 つは医療観察法という法律があり、触法精神障害者という言い方がありますが、そういうものに対する国の特別な手当ということが 1 つです。あとは施設整備費です。臨床研究事業については、運営費交付金は 31 億円、施設整備費が 2 億円です。教育研修事業は、運営費交付金が 6 億円、施設整備費が 8 億円です。こういう運営費交付金を全部集めると 49 億円と 41 億円ということになります。

○厚生労働大臣政務官（足立）

おわかりでしょうか。診療事業の 90 億円の中に臨床研究が 41 億円入っていて、それとは別枠で臨床研究事業 33 億円とあるのですが、その説明になっていないです。

○国立病院機構副理事長

申し訳ありません。診療事業の中で、院内保育所の運営に 4 億円あります。臨床研究事業の運営費交付金が 31 億円です。教育研修事業の運営費交付金が 6 億円です。これらを合わせると 41 億円ということなんです。

○厚生労働大臣

これは懸案となっていた厚生労働省の OB が会社をつくった創業型天下り会社との不明朗な取引が言われていましたけれども、どうなったのかということ。これはほかの独法

にも言えることですが、管理部門の人数が適正なのかどうか。これは当然本部にも管理部門はありましようし、病院ごとにも管理部門があると思うのですが、それと民間を比較した場合に適正かどうかを教えてください。

○国立病院機構副理事長

OB が創業した企業に保健医療ビジネスというのがあります。卓上に配られております 4 年前の新聞記事で、駐車場の管理を随意契約でやっていたという話があります。これは平成 18 年 10 月にすべて競争契約でやり直させております。それが 1 点です。

もう 1 点は、今回の契約監視委員会の全数調査の中で、この保健医療ビジネスについてですが、契約違反、虚偽申告の 2 つが見つかりまして、18 カ月の指名停止をいたしました。今後とも、そういう意味では毅然とした態度で OB 企業に対しては臨んでいきたいと思っております。

管理部門についてですが、本部・ブロックは国時代から移行するときに、400 人弱の体制から 300 人弱の体制に切り替えて、平成 21 年にはさらに削減して、いま本部・ブロック合わせて 288 人で、全職員の 0.5% です。やっている内容は管理業務というよりは、ブロックでは共同事業を行う、病院支援事業を行うということで、国の時代に比べると管理監督的な色彩は非常に少なくなっていることをご理解いただきたいと思います。

○小野寺座長

特に民間との対比で検証してみるとというのは、何かデータがありますか。

○国立病院機構理事長

いまデータがあります。日赤とか済生会本部の職員の数です。

○国立病院機構副理事長

国立病院機構は 0.53% ですが、日本赤十字社は 2.15% です。事務職員の数は、1 病院当たりで私どもは 19.6 人、それに対して日赤は 57.5 人です。

○厚生労働大臣

いまの補足ですが、いまの調査をもう一回やり直して、本部の管理部門の人たちと、病院ごとにいる管理事務部門の方々を全部トータルして、それぞれ民間の標準と比べる調査をもう一回やり直してください。

○住田仕分け人

監事が 2 人いまして、理事の数は 15 名ですよね。15 名のうちドクターが 11 人いて、4 名が経済界から来た方です。これだけ大きいと、先ほどお話ししたように経営の効率化とか、医師の脇が甘いというわけではないけれども、そういう面で契約などの面でドクターではない、経済界で頑張ってきた人を理事とか役員に入れて、もっと経営の効率化などの面での経営の厳しさを機構も持つべきではないかと思うのですが、いかがですか。

○国立病院機構理事長

おっしゃるとおりですが、いまブロックの理事はみんな病院長にお願いしています。それはどうしてかということ人事調整、資金調達、あるいは質の向上のための研修という専門性の高い仕事があります。全体の財務規律を守る仕組みは、例えばキャッシュ・マネジメントをやる銀行機能などは、別にしっかりした組織で対応しています。その結果、繰り返しになりますが、膨大な負債を抱えていながら、現在のように返済しながら、かつ全体の黒字化を果たしています。既に我々はそういう意味では十分能力を発揮していて、紺屋の白袴ではなくて、役割分担をきっちりしてやっています。ただ先生のおっしゃるように、今後の人材の活用はしっかり考えていきたいと思っています。

○小野寺座長

まだまだあろうかと思うのですが、30分の議論の時間を過ぎました。仕分けの方々は2分間でシートにご記入をお願いいたします。

(仕分け順備)

○小野寺座長

また時間節約のために、シートに書いていただきながら、1人1分ということでご発言もお願いいたします。

(仕分け意見の表明)

○伊東仕分け人

組織運営体制の件で、先ほどからいろいろ議論になっております。私が聞いていて、これから地域医療を再生していくことが、我が国にとって大切な仕事になっております。地域に密着した医療を進めるためにも、地域ブロック化、分割化を模索するというか、追求していくことが必要なのではないかと思います。

もう1つは随意契約と一者応札の件ですけれどもこの解消が大事だと思います。その点については、これからもさらに熱心に改革を進めていただきたいと思います。以上のことが、特に私が思った感想です。

○渡辺仕分け人

もともと戦前は軍の病院だったわけで、それが歴史の中でいろいろ流れが変わってきて現在があると思います。先ほども申し上げましたけれども、それぞれの地域の中で求められているものはたぶん違うと思っていますので、それをはっきりさせた上で、これだけの予算が必要ですか、こういうところはもっと充実させなくてはいけないのでこういう研究が必要ですかということも出していただいたほうが、もっと説得力を感じて聞くことができると思います。

いまの時点でいうと、いろいろなものの根拠がわかりにくいのです。医療はとても大事だと思っていますので、必要であれば必要だということ伝えていただくことも大事だと思っていますので、それはきちんと根拠を持って説明していただければと思います。

○土屋仕分け人

先ほども申し上げましたが、セーフティネットのところは母数もはっきりして、役割が何パーセントか出ています。他の医療面でどれだけの役割を果たしているかというのが本日の資料では見えないところが、この機構の必要性がどこまであるのかというのが伝わってこない理由ではないかと思います。

先ほど理事長が、ガバナンスがしっかりしたということでしたが、少なくとも本日の資料では出ておりませんが、各病院の病院長にまだ事務系、看護師、技士の人事権がないのは明らかですので、その辺は各施設ごとにガバナンスがしっかりしないと、地域での中核病院にはなり得ないのではないかというのが、本日の資料では見えないところではないかと思います。

○住田仕分け人

独立行政法人国立病院機構の存在を否定する人は誰もいないと思うのです。皆さん方大変一生懸命やっていたらっしゃることは、私も長年評価委員をさせていただいておりますからわかります。国民からより以上の敬愛というか尊敬を得るためにはいまできることをする。先ほど申しましたように病院というのは利権がものすごく集まる、業者が群がる所です。簡単なことですがけれども、入札というのはやれることだと思うので、そういうことは早急にやっていただくことを期待申し上げます。

○河北仕分け人

国立病院というのは、従来からも非常に厳しく管理監督されてきたというのは私も存じています。それが先ほど申しましたように、約 250 あったものが、今現在 144 に集約されているということも大変なご努力だったと思います。これは矢崎先生の大変なご努力の結果、皆さんが付いてきたものだろうと思います。もともと国立病院は国有財産ですから、その国有財産を活用し、それをいかに社会に対し、価値のあるものにさらに育てていくのか、あるいはほかの医療機関と公正な競争ができるようなものにしなければいけないということは、将来の課題としてお持ちいただいて、先ほど土屋先生が言われたように、可能であればこのセーフティネットの部分は全体を変えなければいけないと思いますけれども、地域医療を中心にした病院というのは、それぞれが、それぞれの地域で、将来的には社会医療法人化していくということで、そのそれぞれの地域でネットワークを組んで、地域医療に貢献するということが最も好ましいのかと思っています。

○阿部仕分け人

もう既に言い尽くされていることですのであまり言いませんが、やはり全国ネットワークで行うというのはどのような効果があるのかよくわからない。むしろ地域ブロックごとのほうがいいのではないかと。確かに財政基盤を維持するとかいろいろあるのかもしれませんが、地域ブロックごとのほうがよろしいのではないかと思いました。

○赤沼仕分け人

国立病院機構が、地域医療や医療の水準の維持に相当大きな貢献をしていることは事実であって、その点についての評価は高いと思います。やはり、これだけ大きな組織を運営することになると、それに伴って管理部門についてどれだけのロスがあるのか、こういうことについて本日の資料ではよくわかりませんでした。したがってその部分については判断しにくいところがあったということが1つ印象です。

それから遠い将来なのか、近い将来なのか、やはり地域医療は地域に密接した運営母体が運営するというのが本来ならば望ましいのだろうと思いますので、それは将来的な課題として1つ置いておいていただければという感じがいたします。

○小野寺座長

仕分け人の意見集約にちょっと時間がかかっているようですので、政務三役の皆様方からそれぞれご意見をいただきたいと思います。

○厚生労働大臣

本日は、非常に長時間にわたってご指導いただきましてありがとうございます。独立行政法人というのは株式会社と違って株主総会がありません。国民の皆様のお金を使って、あるいは財産を使って仕事をしておりますので、この場が国民の皆様の株主総会的な場所として厳しくご指導いただくということが今後とも必要だと思います。ありがとうございました。

いまのご指導を踏まえ、我々も検討し、決断をしていくということです。1つは非公務員化をするということで、人事も非常に柔軟になるということで、これを効率化につなげていきたいということです。これは来年度を目指しますので、それまでに間に合う形で法律を提出する必要がありますので、これについても取り組んでいきたいと考えております。

そのときに、単純に非公務員化ということだけではなくて、どうすれば本当に効果的に必要な医療はきちんと確保しながらやっていくのかという中で、今いろいろ法人の話もありましたけれども、独立行政法人がずうっと抱えている必要があるのかどうかということもありますので、必要なものはイコール・フッティングということで、民間に任せできるものはしていくという姿勢もこれからは必要だと考えております。

これはほかの独法にも言えることですが、管理部門はなかなか見えにくい。いま日赤に比べても非常に低いのだという話がありましたが、もう一度調査をいたしますし、ほかの独立行政法人についてもそういう資料も今後は添付するようにいたしたいと思います。常勤の役員、あるいは理事長を入れると6人いますけれども、OBが1人と現役出向が2人ということで、常勤理事、理事長の中で、6人のうち半分が厚生労働省の方ということにもなります。独立行政法人の趣旨としては、役所の手法にとらわれなくて、効果的に事業を進めていこうという新しい発想が求められるというそもそもの成り立ちからいたしますと、こういう比率も減らして、そういう経営感覚がある方々に参画をしていただくよう努力していきたいと思います。本日はどうも長時間ありがとうございました。

○小野寺座長

ほかの政務三役の方も、最後ですので一言ずつおっしゃっていただければと思います。

○厚生労働大臣政務官（山井）

改めまして、非公務員化の意義とメリットを一言お聞きしたいと思います。

○国立病院機構副理事長

1 つは運営が弾力化することにより、特に人事面で弾力化することにより、具体的には兼業とか派遣がやりやすくなることにより、近隣の医療機関に対する医師派遣が可能になるということがあります。それから有期雇用で、なおかつ常勤というのは国家公務員法上認められておりません。そのところがレジデントにしても、研修医にしても、処遇が十分確保できないということもあります。それから女性医師や看護師の働き方はもっと多様なものでありたいという方々のニーズにも応えられます。そういう意味で、病院運営の人材をたくさん確保できれば、それが医療サービスの向上につながると思っております。

○厚生労働大臣政務官（足立）

皆さんありがとうございました。先ほどの渡辺先生の質問に答えるような形になるかもしれませんが、診療事業というものは国の予算事業で手厚く補わなければいけないとやっている部分があります。それが国立病院機構に当てはまらない部分の診療事業の国費の負担は必要になるということです。

ちなみに長妻大臣をはじめとして、我々の医療に対する政策判断で、診療報酬の大幅改定をいたしました。国立大学法人は約 760 億円ぐらい増える予定ですが、国立病院機構としてはどれぐらいの増加を見込んでいるのでしょうか。

○国立病院機構副理事長

私どものほうは、3 分の 2 は療養所なのです。ですから急性期病院はかなりいろいろな社会的ニーズに応え、診療報酬改定もかなり行われております。その部分は少し違うということが 1 つです。それから在院日数の短縮化を進めてきておりますが、それによって患者数はまだ下げ止まっていない、もう少し下がってくるのではないかとということもあり、多少不安定な要素があるということです。全体的に見れば 1.5%とか 1.6%ぐらいになるのかなと。まだ全体の数字がつかめておりませんが、そのような状況です。

（仕分け意見の結果発表）

○小野寺座長

仕分け人の評決結果をお願いいたします。

○総括審議官

手間取りまして申し訳ありませんでした。診療事業については、「改革案では不十

分」が 4 名、「改革案が妥当」が 5 名です。不十分という方で、事業を分解して国、自治体、民間へ譲渡が 1 名、あとの 3 名は法人で継続するが更なる見直しが必要ということです。

臨床研究については、「改革案では不十分」が 1 名で、事業そのものを廃止すべきということです。残りの 8 名は、「改革案が妥当」ということです。

教育研修事業については、「改革案では不十分」が 3 名、「改革案が妥当」が 6 名です。不十分という方のうち、1 名は⑤の事業を分解し、国、自治体、民間への譲渡です。あとの 2 名は、法人で継続するが更なる見直しが必要ということです。

入札改革については、不十分か妥当かというだけのお答えをいただいております。途中でお帰りになりました菊池先生を除き、5 名の方が不十分、3 名が妥当ということです。

法人全体の組織運営等については、「改革案では不十分」が 8 名、「改革案が妥当」は 1 名です。不十分という方のうち、1 名が廃止で、あとの 7 名は更なる見直しが必要という状況です。

○小野寺座長

座長といいましょうか司会の不手際で時間を大幅に過ぎてしまいました。不明の点をお詫び申し上げます。最後まで多くの傍聴された皆様方の熱い関心、眼差しの下で、本日の午後、3 独立行政法人について不十分な点は多々あったかとは思いますが、有意義な仕分け事業を行うことができたのではなかろうかと思えます。

先ほど長妻大臣がおっしゃいましたが、独立行政法人には株主総会がない、主人公は私ども国民でありますけれども、国民の前に直接自らの事業について、本日のような形で説明を行う、あらゆる質問に対して誠実に答える、本当に大事な情報を開示していこうという姿勢が表明されるというのは文字どおり歴史的な事業ではなかったか。これまでにはなかった活動だろうと思えます。そういう意味で本日は終わりではなくて、文字どおり事業仕分けの第一歩と位置づけられておりますけれども、今回の教訓が活かされて、独立行政法人としても積極的に国民に対して、国民目線で、国民の理解と支持を得られるような事業を、透明化を含めて推進される契機になってほしいと思えますし、私ども有識者の立場では、厚労省の独立行政法人に対する的確な指導が、これを機会により充実していくことを切にお願いしたいと願って、本日の座長としての挨拶とさせていただきます。本当にお疲れさまでした、ありがとうございました。